

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

オーストラリア政府
外務貿易省 (DFAT)

DFAT 国別情報報告書 [フィリピン]

2021年8月23日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

地図



当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

目次

頭字語一覧.....	4
1. 目的及び範囲.....	6
2. 背景情報.....	7
近年の歴史.....	7
人口統計.....	7
経済概観.....	8
政治制度.....	12
人権の枠組み.....	13
治安情勢.....	14
3. 難民条約に基づく申請.....	18
人種/国籍.....	18
宗教.....	19
（実際の又は帰属された）政治的意見.....	22
利害関係集団.....	26
4. 補完的形態の保護を求める申請.....	31
恣意的な生命の剥奪.....	31
死刑.....	34
拷問.....	34
残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰.....	34
5. その他の検討事項.....	35
国家の保護.....	35
国内移住.....	38
帰還者の取扱い.....	39
文書.....	39
偽造の横行.....	40

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

頭字語一覧

AFP	フィリピン軍 (Armed Forces of the Philippines)
ARMM	イスラム教徒ミンダナオ自治地域 (Autonomous Region in Muslim Mindanao)
ASG	アブ・サヤフ・グループ (Abu Sayaaf Group)
BARMM	イスラム教徒ミンダナオ・バンサモロ自治地域 (Bangsamoro Autonomous Region in Muslim Mindanao)
BIFF	バンサモロ・イスラム自由戦士 (Bangsamoro Islamic Freedom Fighters)
CHR	人権委員会 (Commission on Human Rights)
CBCP	フィリピン・カトリック司教協議会 (Catholic Bishops' Conference of the Philippines)
CPP	フィリピン共産党 (Communist Party of the Philippines)
IAS	内務庁 (Internal Affairs Service) (フィリピン国家警察)
IOM	国際移住機関 (International Organization for Migration)
IS	イラク・レバントのイスラム国 (Islamic State in Iraq and the Levant) (ISIL、ISIS 又はダーイッシュ (Da'esh) としても知られる)
LGBTI	レズビアン (女性同性愛者)、ゲイ (男性同性愛者)、バイセクシュアル (両性愛者)、 トランスジェンダー (性自認が出生時に割当てられた性別とは異なる人) 及び/ 又はインターセックス (性分化疾患患者)
MILF	モロ・イスラム解放戦線 (Moro Islamic Liberation Front)
MNLF	モロ民族解放戦線 (Moro National Liberation Front)
NCMF	フィリピン・ムスリム国家委員会 (National Commission on Muslim Filipinos)
NPA/CPP-NPA	新人民軍 (New People's Army) / フィリピン共産党 (Communist Party of the Philippines) – 新人民軍 (New People's Army)
NTF-ELCAC	地元共産主義者の武力紛争を終結させるための国家タスクフォース (National Task Force to End Local Communist Armed Conflict)
OFWs	国外で働くフィリピン人労働者 (Overseas Filipino Workers)
PNP	フィリピン国家警察 (Philippine National Police)
UNDP	国連開発計画 (United Nations Development Programme)

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

用語集

バンサロモ (*Bangsamoro*) : フィリピン南部にある「モロの故郷」(以下を参照) とされる地域
バンサロモ基本法 (*Bangsamoro Basic Law*) /バンサロモ組織法 (*Bangsamoro Organic Law*) : バンサロモ地域に自治権を認める法律。治安情勢の項を参照。

バラングイ (*Barangay*) : 最小の地方自治単位であり、村又は市街地内の小規模コミュニティを指す。選挙で選出されたバラングイ・キャプテンが長を務める。

モロ (*Moro*) ; フィリピン南部の先住民集団

タノッド (*Tanod*) : バラングイ・キャプテンが監督する公安官又は警備官。国家の保護の項を参照。

トロール (*Troll*) : インターネット上で怒りや暴力を意図的に煽り立てる者 (又はコンピュータ・プログラム)

本報告書で使用する用語

高いリスク : DFATは事案が強いパターンを形成して発生していることを認識している。

中程度のリスク : DFATは行動パターンの存在を示唆できるほど十分な件数の事案が発生していることを認識している。

低いリスク : DFATは事案が発生していることを認識しているが、パターンを形成していると形成していると結論を出せるほど十分な証拠を有していない。

公的差別

1. 社会の他のセクションであれば利用できる国家の保護又はサービスの利用を特定の集団が利用するのを妨げるためにその特定集団に適用される法律上又は規則上の措置 (例として、個人登録文書又は身分証明書を取得する際の困難さ、文書を承認してもらう際の困難さ、恣意的な逮捕及び勾留を挙げることができるかもしれないが、これらに限定されない)
2. 国家職員が特定の集団に向けて取る行動であって、社会の他のセクションであれば利用できる国家の保護又はサービスの利用を妨げるような行為 (特定の集団に対し、法的又は行政的措置を実施しないなど)

社会的差別

1. 社会の他のセクションであれば通常利用できるような財又はサービスを特定の集団が利用するのを妨げる社会の構成員 (家族、雇用主又はサービス提供者など) の行動 (例として、不動産の賃貸の拒否、財又はサービスの販売の拒否及び雇用差別を挙げることができるかもしれないが、これらに限定されない)
2. 社会の構成員 (家族、知人、雇用主、同僚又はサービス提供者など) による村八分又は排斥

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

1. 目的及び範囲

1.1 この国別情報報告書は、外務貿易省（Department of Foreign Affairs and Trade : DFAT）が保護地位を決定することのみを目的として作成したものである。本報告書は作成時点における DFAT の最善の判断と評価を提供しているが、フィリピンに関するオーストラリア政府の方針とは異なる。

1.2 本報告書は、包括的な国の概要ではなく一般的なものを提供している。本報告書は、保護ビザの個別申請を参照することなく、現在の取扱い事案を審査するオーストラリアの意思決定者向けに作成されている。本報告書には、意思決定者のための政策ガイダンスは含まれていない。

1.3 1958年移民法（Migration Act）第499条に基づき2019年6月24日に発出された閣僚級指針（Ministerial Direction）第84号は、以下のとおり述べている。「外務貿易省が保護地位決定プロセスのために明示的に国別情報評価書を作成し、意思決定者がその評価書を利用できる場合、意思決定者はその決定を行う際に、関連するときには当該評価書を考慮しなければならない。しかし、意思決定者は、当該国に関する他の関連情報を検討することを妨げられているわけではない。」

1.4 本報告書は、フィリピンに関する DFAT の現場の知識と同国における様々な情報源との議論に基づいて作成されている。また、本報告書は、関連があり、信頼できる様々な公開情報源の報告書を考慮に入れている。この中には、国際移住機関（IOM）、米国国務省（US Department of State）、世界銀行と国際通貨基金（IMF）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）、国連開発計画（UNDP）等の国連関連機関、国際的なシンクタンク、非政府組織（NGOs）、ヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch）やアムネスティ・インターナショナル（Amnesty International）、フリーダム・ハウス等の人権団体、定評のある報道機関が作成した諸報告書が含まれるが、これに限定されない。さらに、フィリピンの政府筋からの情報も踏まえている。DFAT が報告書又は主張の特定の出所に言及していない場合、これは情報源を保護するためのものである可能性がある。

1.5 この最新版国別情報報告書は、2018年12月21日に公表されたフィリピンに関する前 DFAT 報告書に取って代わるものである。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2. 背景情報

近年の歴史

2.1 フィリピンは 1521 年から 1898 年にかけてスペインの植民地となったが、1899 年のスペイン・アメリカ戦争の終結にあたり、米国に譲渡された。その結果、多くの行政・立法制度が米国とスペインの手法の組み合わせに基づくこととなった。第二次世界大戦の間、フィリピンは 1942 年から 1945 年にかけて日本の統治下に置かれた。終戦後、1946 年にフィリピン共和国 (Republic of the Philippines) は独立を達成した。フィリピン南部の諸島から成るミンダナオ (Mindanao) の一部は、スペイン統治時代から続く分離独立主義者の反政府活動による影響を受けてきた。この地域では、今もなお幾つかの国内紛争が継続されている（「治安情勢」を参照）。1989 年、イスラム教徒ミンダナオ自治地域 (ARMM) が設立され、その後 2019 年にイスラム教徒ミンダナオ・バンサモロ自治地域 (BARMM) となった（「政治制度」を参照）。

2.2 1972 年から 1981 年にかけての「戒厳令時代」には、フィリピンで重大な政治的・文化的な大変動が発生した。当時の大統領であったフェルディナンド・マルコス (Ferdinand Marcos : 1965 年から 1986 年にかけてフィリピンに君臨し、権力を握る) は、共産ゲリラからの脅威を認識したとして、戒厳令を発動した。マルコス政権への抵抗とそれに伴う暴力や腐敗が歴史的な「人民革命 (People Power Revolution)」(1986 年に行なわれた一般市民による一連のデモ行進) をもたらし、その結果、マルコスは亡命し、コラソン・アキノ (Corazon Aquino) が初の女性大統領に就任することとなった。だが、その後の数年は激動の嵐に見舞われた。後任の各大統領はクーデター未遂、収賄容疑、弾劾、そして強制辞任に直面することになった。

2.3 2016 年、ロドリゴ・ドゥテルテ (Rodrigo Duterte) が大統領に選出された。ドゥテルテはダバオ市 (Davao) の元市長であり、同市で発生する犯罪に強硬な姿勢で臨むことで知られていた。また、同氏は、ダバオ市での麻薬関連犯罪に対処する際の人権に関する記録でも批判されていた。選挙後、ドゥテルテ政権は違法薬物撲滅運動を開始し、その結果、逮捕と殺人 (超法規的な殺人にかかる容疑を含む) が行なわれることになった。

2.4 フィリピンは、世界で災害による影響を最も受けている国の 1 つであり、定期的に強い熱帯低気圧に見舞われている。定期的な災害は貧困のレベルを悪化させ、最貧困層のフィリピン人の生計の機会に影響を与えている。例えば、観測史上最も強い熱帯低気圧の 1 つであるハイヤン (Haiyan) 台風 (地元での名称は「ヨランダ (Yolanda)」) が 2013 年 11 月に地滑りを引き起こし、6,000 人以上が死亡した他、数十万人が避難する結果を招いた。

人口統計

2.5 フィリピンは 7,000 の島々で構成されている。これらの島々は 3 つの主要な諸島グループ、すなわち、ルソン (Luzon) (北部)、ビサヤ (Visayas) (中部)、ミンダナオ (Mindanao) (南部) に分かれ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ている。フィリピンの人口は約 1 億 100 万人である。2000 年の国勢調査（利用できる民族学的データとして最新のもの）によると、主な民族グループはタガログ人 (Tagalog) (24.4 パーセント)、ビサヤ人 (Bisaya/Visaya) (11.4 パーセント)、セブアノ人 (Cebuano) (9.9 パーセント)、イロカノ人 (Ilocano) (8.8 パーセント)、ヒリガイノン人／イロンゴ人 (Hiligaynon/Ilonggo) (8.4 パーセント)、ビコル人 (Bikol) (6.8 パーセント)、ワライ人 (Waray) (4 パーセント)、他の国内民族集団 (26.1 パーセント) 及び他の外国民族集団 (0.1 パーセント) である。国民の年齢中央値は 24.3 歳である。

2.6 憲法はタガログ語の標準形態である「フィリピン語」を公用語として認めている。もう 1 つの公用語は英語である。フィリピンでは、およそ 187 の現地語が話されている。主要な方言としては、タガログ語の他、セブアノ語 (Cebuano)、ビサヤ語 (Bisaya) (又はビニサヤ語 (Binisaya))、イロカノ語 (Ilocano)、ヒリガイノン語 (Hiligaynon) (又はイロンゴ語 (Ilongo))、ビコル語 (Bicol)、そしてレイテ・サマル語 (Lineyte-Samarnon) (ワライ語 (Waray)) がある。

2.7 毎年、数百万人のフィリピン人が海外へ働きに出る。こうした人々は、「国外で働くフィリピン人労働者 (Overseas Filipino Workers) 又は「OFWs」として知られている。公式数値により、2019 年の 4 月から 9 月にかけて 220 万人のフィリピン人が海外で働いていたことがわかっている。世界経済フォーラム (World Economic Forum) によると、フィリピン人は、世界で 8 番目に大きなディアスポラ (離散している国民) を形成している。

2.8 宗教人口については、[宗教](#)を参照。

経済概観

2.9 世界銀行は、フィリピンを下位中所得国に分類している。2019 年の国民 1 人当たり GDP は 3,486 米ドルであった。2018 年には、サービスが GDP の最大シェア (56.2 パーセント) を占め、産業 (34.8 パーセント) と農・水産業 (8.9 パーセント) がこれに続いている。フィリピン経済は近年、目覚ましい成長を遂げてきたが、2020 年に新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) によって大きな打撃を受け、同年 (暦年ベース) の GDP 成長率はマイナス 8.3 パーセント (暦年ベース) となってしまった。この縮小は、政府の COVID-19 緊急経済対策と OFWs からの送金によって緩和された。OFWs は依然として GDP のおよそ 10 パーセント (金額にして、2020 年 1 月から 9 月までの期間でおよそ 220 億米ドル) を占めている。世界銀行は、COVID-19 パンデミック (世界的な大流行) が終息すると仮定すれば、2021~2022 年には経済成長が徐々に回復するものと見込んでいる。

2.10 世界銀行によると、貧困率は 2015 年の 23.3 パーセントから 2018 年には 16.6 パーセントにまで減少したものの、COVID-19 がこの改善の一部を反転させるおそれがある。貧困率は都市部よりも農村地域の方が高い。

2.11 フィリピンは、トランスペアレンシー・インターナショナル (Transparency International) の 2020 年腐敗認識指数 (Corruption Perceptions Index) において 180 か国中の 115 位に位置付けられている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

政府にも民間部門にも腐敗が存在しており、その腐敗は個人的なつながりや縁故（コネ）に関係していることが多い、との信頼性の高い報告がなされている。2020年世界腐敗バロメーター（Global Corruption Barometer）によると、アンケート調査の対象となったフィリピン人の86パーセントが政府の腐敗は「大きな問題」であると考えており、19パーセントは過去12か月間で公的サービスを利用するために賄賂を支払ったと回答した。

2.12 社会福祉開発省（Department of Social Welfare and Development : DSWD）は、400万を超える貧困世帯に保健・教育支援を行なうために、条件付の送金プログラム（Pantawid Pamilyang Pilipino プログラム）を実施している。同プログラムは、極貧の人々に現金を給付しているが、その対象者は妊娠女性と18歳未満の児童を持つ人々に限定されている。

2.13 2020年に行われたCOVID-19による都市封鎖（ロックダウン）がピークを迎えた時点で、失業率は史上最高となる17.7パーセントに達した後、同年末までには10パーセントにまで低下した。不完全失業率も極めて高く、無職の人々はしばしば非公式な経済活動部門で働くことを強いられている。この部門の仕事は通常、特別な技能を必要とせず、規制もされていない。労働法（Labor Code）による保護の範疇には入りにくい職のパートタイム化や契約ベースの仕事が一般的である。フィリピンに国民皆失業保険制度はないが、公的部門の勤務者は公務員保険制度（Government Service Insurance Scheme）に保険料を支払うことができる。同制度の下では、失業後2~6か月間に亘って前給与の50パーセントが加入職員に支払われる。

2.14 2020年3月30日、COVID-19パンデミックに対応して、フィリピン政府はバヤニハン法（*Bayanihan to Heal as One Act*）の一環として、1,800万の低所得世帯に対する現金給付を含むフィリピン史上最大の社会的保護プログラムを実施する計画を発表した。しかし、これら給付金の支給手続に遅延と困難さが見られている。

保健

2.15 国連開発計画（UNDP）が公表した数値によると、フィリピンは年間にGDPの約4.4パーセントを保健に支出している。保健サービスは国及び民間の施設（大半がカトリックの病院）を通じて提供されている。フィリピン人の平均余命は71.2歳（女性は75.5歳、男性は67.3歳）である。幼児死亡率は出生1,000人当たり22.5人である。

2.16 1987年フィリピン憲法（Philippines Constitution）は、国家レベルで「国民の健康に対する権利を保護、促進し、かつ、国民の心に健康意識を植え付ける」ことを国家に義務付けている。また、同憲法は国家に対し、国民が「手頃な料金で」医療サービスを受けられるようにし、「貧困者に医療を無料で提供する」ことを義務付けている。

2.17 国民健康保険制度の「フィルヘルス（PhilHealth）」が1995年に導入された。2019年2月、ドゥテルテ大統領は国民皆健康保険法（Universal Healthcare Act）に署名した。同法は、対象者を全フィリ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ピン人に拡大するとともに、その付保範囲も広げて、予防、振興、治療及びリハビリに関係する医療サービスも含めるようにしている。それにもかかわらず、フィリピン人の多くは依然として、特に貧困に喘いでおり、又は、農村若しくは過疎地域に住んでいる場合は、十分な医療を受けようとして懸命になっている。金銭的に余裕がある人々は通常、民間の医療保険に加入している。

2.18 医療施設及びサービスの質には、ばらつきがある。民間及び公立病院の医師は同じように熟練しているが、民間病院は設備がより整っており、職員数はより多く、待ち時間もより短くなる傾向があるものの、通常は貧困者にとってあまりにも高額である。都市部の病院は農村又は過疎地域の病院よりも設備が遥かに良く整っており、職員数が多く、幅広いサービスを提供する傾向がある。

COVID-19

2.19 フィリピンは、COVID-19 の初の症例を 2020 年 1 月に記録した後、厳格な都市封鎖措置を講じた。2021 年 5 月までには 100 万人以上が COVID-19 に感染したことが確認され、ほぼ 2 万人が死亡する事態となり、最終的にフィリピンは東南アジアで最もひどい影響を受けた国の 1 つとなった。本書の執筆時点で、マニラ首都圏 (National Capital Region) 内の 15 の病院は、COVID-19 患者収容能力の 100 パーセントが使用されている状況にあった他、13 の病院は収容能力の限界に達していると分類されていた。

2.20 2021 年 2 月初旬までに、フィリピンは最大で 1 億 7,800 万回 (全国民にワクチン接種をするのに十分な分量) の予防接種ワクチンを供給するようワクチンメーカー 5 社と交渉していた。予防接種は 2021 年 3 月に開始されたが、足取りは鈍い。ワクチンのブラックマーケットが出現したと伝えられている。

2.21 COVID-19 が教育に及ぼしている影響については、教育を参照。

2.22 COVID-19 が女性に及ぼしている影響については、女性を参照。

精神衛生 (メンタルヘルス)

2.23 精神医療は利用できるが、限られている。精神衛生の専門家は極度に不足しており、また、精神衛生サービスは全保健予算の 5 パーセントにも満たない。精神衛生上の問題を抱えたフィリピン人は、資金的制約又は社会的烙印のため、支援を求めることを躊躇することが多い。調査の結果、COVID-19 パンデミックによって多くのフィリピン人の精神衛生が悪化したことが明らかになった。

2.24 2018 年、ドゥテルテ大統領はフィリピンでは初めてとなる精神衛生に関する包括的な法的枠組みである精神衛生法 (Mental Health Act) (共和国法 (Republic Act) No. 11036) に署名した。同法は、患者の同意と脱施設化、及び国内の精神医療サービスに対する投資の増加に焦点を当てている。施行規則は 2019 年 1 月に可決されたものの、精神衛生面の問題を抱えた人々の権利を擁護する上での有効性は、今後の課題である。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.25 国内には（マニラとルソンに）2つの精神科専門病院がある他、幾つかの総合病院は外来サービス部門又は精神衛生病棟を有している。大半の精神科医は、マニラで個人開業している。精神衛生サービスは、特に農村及び過疎地域で不足している。全国の精神衛生施設は、過密状態、機能が不十分な精神科、慢性的な職員不足及び資金調達面の制約に悩まされている。

HIV を抱えて生きる人々

2.26 フィリピンは、アジア太平洋地域において HIV 感染率が最も急速に増加している国である。特に影響を受けている集団の中には、男性、トランスジェンダーの女性、OFWs 及び売春婦と性交渉する男性が含まれている。フィリピン全域に亘って HIV を抱えて生きる人々がいる。

2.27 HIV の治療は広く利用でき、かつ、無料であるが、国連の報告によると、治療を受けているのは患者の 50 パーセント未満に過ぎない。HIV に感染していない患者が服用すると HIV の蔓延を防止することができる薬である PREP は利用可能であり、人気も高い。PREP を入手する際の基準は厳格であり、それを取得するためのブラックマーケットがある。HIV を抱えた人々が治療を受ける体制は、都市部、特にマニラの方がより整っている。

2.28 ヒューマン・ライツ・ウォッチが 2018 年 2 月に行った報告によると、HIV を抱えた労働者と従業員は職場で差別を受けたが、報復を恐れてその事実を届出るのを嫌がった。この差別には HIV 陽性の人々の採用拒否あるいは HIV 陽性を理由とする雇用解除が含まれている。HIV の感染状況に基づく雇用差別は違法である。

2.29 HIV に対する烙印は実際に存在するが、HIV を抱えて生きる人々は一般に、適切で専門的な医療を受けることができる DFAT は評価している。烙印は社会的なものである。フィリピンは概して保守的な国であり、HIV に関係があると見られているセックスと麻薬は一部の人々の間でタブー（禁忌）である。若者は一般に、性的健康に関係する問題について議論するのによりオープンである。

教育

2.30 1987 年フィリピン憲法の第 14 条は、教育を受ける権利（小学校及び高等学校のレベルで無料の公教育を受ける権利を含む）を与えているが、マラウィ（Marawi）の戦い（[治安情勢](#)を参照）や COVID-19 パンデミックの事案に見られるように、貧困と国内避難が教育へのアクセスに影響を与える可能性がある。初等教育は義務付けられており、小学生の年齢の児童は誰もが通学している。UNDP が公表した数値によると、中学生の年齢の児童のおよそ 88 パーセントが通学している。成人の識字率は 96 パーセント以上である。

2.31 高い通学率を誇っているにもかかわらず、フィリピンにおける学校教育の質は一般に悪い。OECD の 2018 年生徒の学習到達度調査（Program for International Student Assessment : PISA）で調査対象となった 79 各国の間で、フィリピン人は数学知識、科学知識及び読解力で、成績が最も悪かった生徒の中に入っていた。生徒 1 人当たりの政府支出額は、全参加国中最低であり、OECD 平均を 90 パーセント

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

下回っていた。

2.32 教育と訓練は、COVID-19 によって深刻な混乱を招き、2020 年 4 月以来 260 万人の児童が登校できなくなる事態となった。貧困生徒や過疎地域に住む生徒は懸命にオンライン及び遠隔授業を受けようとした。ドゥテルテ大統領はワクチン接種が広範に行われるまで学校は再開しないと語った。

政治制度

2.33 フィリピンは立憲共和国であり、民主的に選出される大統領と二院制の議会が存在している。フィリピンは州に分けられた中央集権国家として統治されているが、独自の地域政府を有するイスラム教徒ミンダナオ・バンサモロ自治地域（BARMM）は例外である。BARMM は、憲法の条項に従い、独自の歳入源を創出し、租税や料金、手数料を課す権限を有する。

2.34 大統領は国家元首と政府の長双方の役割を果たすとともに、軍隊の最高司令官でもある。大統領は一般投票で選ばれ、任期は 1 期 6 年である。大統領は、その任期中に閣僚を指名し、統括する。副大統領は選挙で別個に選出され、任期はやはり 1 期 6 年である。副大統領は閣僚であるかもしれないし、ないかもしれない。

2.35 二院制の議会は、選出議員の任期が 6 年の（上院として機能する）元老院と選出議員の任期が 3 年の（下院として機能する）代議院で構成されている。元老院議員は全国区のみで選出されるが、代議院議員は小選挙区制及びセクター代表制（比例代表制）の組み合わせで選出される。

2.36 司法権は最高裁判所に委ねられている。最高裁判所は議長としての裁判長と 14 人の裁判官で構成されている。裁判長と裁判官は、司法法曹協議会（Judicial and Bar Council）（司法制度を参照）が提出する推薦人名簿の中から大統領が任命する。

2.37 フィリピンの中央政府の下には 3 層の統治形態がある。知事又は市長は独立した市を統率し、市長は独立していない町及び市を統率し、バラングイ・キャプテンはバラングイ（村又は市街地内の小規模コミュニティで 40,000 以上ある）を統率する。これら首長の任期は 1 期 3 年で連続 3 期までに限定されている。現職者は、3 期目の任期が終了した後で再び立候補する資格を得るには、1 期休まなければならない。BARMM においては、もう 1 層の統治形態であるバンサロモ暫定自治政府（Bangsamoro Transitional Authority : BTA）が大統領と地方自治体の間に入る。大統領は地方自治体を監督する権限を有しているが、憲法は「領土的及び政治的な下位区分は、地方自治を享受するものとする」と謳っている。詳細は共和国法 No. 7160（1991 年地方自治体法（Local Government Code）としても知られる）の下で規定されている。

2.38 利益供与は政府のあらゆるレベルで行なわれている。政治王朝の蔓延は、ガバナンスにかかる永続的な問題であり、票の買収も広く行われている。このような傾向があるにもかかわらず、フィリピンの選挙は一般に信頼できるものとして評価されている。フリーダム・ハウスはフィリピンを「部分的自由」と

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

して評価している。

2.39 2016年5月9日に大統領と副大統領の選挙が行なわれた。約4,400万のフィリピン人が選挙に参加し、投票率は82パーセントであった。ダバオ市の前市長であったロドリゴ・ドゥテルテが全投票数の39パーセント（ミンダナオの全投票数の63パーセント及び海外在住フィリピン人の全投票数の72パーセント）を獲得し、大統領に選出された。また、レオノール・“レニー”・ロブレド（Leonor ‘Leni’ Robredo）が副大統領に選出された。両氏は2016年6月30日に就任したが、異なる政党から立候補しており、互いに独立している。ドゥテルテは、同氏の優先課題である連邦主義、麻薬撲滅戦争及び犯罪・腐敗の抑制などの政策を掲げて選挙運動を行った。2019年5月13日に行われた中間選挙では、ドゥテルテの同調者たちが元老院議席の大半を獲得した他、代議院でも議席をさらに増やし、ドゥテルテの権力を一層定着させる結果となった。

人権の枠組み

2.40 フィリピン憲法第13条「社会的正義と人権」及び第3条「権利章典」の下で、多くの権利が理論上はフィリピン憲法により保障されている。また、フィリピンは、下記を含む主要な国際人権条約の締約国でもある。

- あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約（Elimination of All Forms of Racial Discrimination）
- 市民的及び政治的権利に関する国際規約（International Covenant on Civil and Political Rights）
- 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights）
- あらゆる形態の女性差別の撤廃に関する条約（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women）
- 拷問及び他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷付ける取扱い又は刑罰の禁止条約（Convention against Torture and Other Cruel Inhuman or Degrading Treatment or Punishment）；
- 子どもの権利条約（Convention on the Rights of the Child）
- 全ての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する条約（Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families）
- 障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities）

2.41 政府には大統領人権委員会（Presidential Human Rights Committee）が設置されている。同委員会は、複数の政府機関に亘って存在する人権問題への対応を調整している。また、元老院にも、正義・人権委員会（Justice and Human Rights Committee）が設置されている。過去10年間に亘り、様々な理由に基づく差別（宗教又は性的指向と性自認に基づく差別を含む）を禁止することになる反差別法案が議会で審議されてきたが、いまだに成立に至っていない。

国内の人権機関

2.42 人権委員会（Commission on Human Rights : CHR）は、フィリピン憲法に基づき1987年5月

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

に設置された独立的な組織である。政府は、CHR の財源の大部分を提供している。CHR は委員長と委員 4 名で構成されている。委員長を含む各委員はフィリピンで出生した市民でなければならない、また、その大半がフィリピン法曹協会 (Philippine Bar) の一員でなくてはならない。各委員は大統領が任命し、任期は 7 年である。現委員の任期は、前大統領ベニグノ・アキノ政権の時代であった 2015 年に始まった。

2.43 CHR は、(国内人権機関の地位に関する)「パリ原則 (Paris Principles)」を全面的に遵守しており、「A」の地位 (国内人権機関世界同盟 (Global Alliance of National Human Rights Institutions) から認定された国内人権機関の最高の地位) を獲得した信頼できる独立機関である。CHR は監視・調査能力は有しているが、執行権限はない。CHR の本部はマニラに置かれており、また、国内全域に亘って地方事務所がある。ただし、独自の地域人権委員会 (Regional Human Rights Commission) を有する BARMM は例外である。しかしながら、CHR は BARMM に対して「任務」を遂行しており、同地域における人権の監視は CHR の負託事項の一部であると考えている。

2.44 CHR は、「麻薬戦争」で採用されている手法、特に超法規的な殺害の疑いに反対するに際して強く発言してきた。一方、ドゥテルテ大統領はこの問題について CHR とは意見が異なることを公然と表明してきた。2018 年に代議院内の大統領の同調者たちが CHR の予算を 1,000 ペソ (およそ 25 豪ドル) に減額する措置を講じようとしたが、元老院はこの措置を防止した。

治安情勢

2.45 特に都市部で広まっている日常的な犯罪から活発な反政府活動やテロリズムに及ぶ様々な治安問題がフィリピンに影響を与えている。軽犯罪 (ひったくり、スリ、空き巣) はありふれた出来事である。銃の所有率が高い。2018 年の殺人発生率は 10 万人につき 6.47 人で、アジア太平洋地域では最も高い数値の 1 つである。COVID-19 による都市封鎖が行われている間、犯罪は 2020 年に著しく低下した。

極左集団

2.46 フィリピン共産党の軍事部門であるフィリピン共産党-新人民軍 (CPP-NPA) は数十年に亘ってフィリピン政府に対し暴力的な反政府活動を展開してきた。CIA によると、CPP-NPA の目標は経済を不安定化させ、政府を転覆させ、毛沢東主義に基づく政権を樹立することである。CPP-NPA はミンダナオ東部で最も強い勢力を誇っているが、国内全域に亘って存在感を示している。反政府活動は活発である。世界的なリスク・コンサルティングの専門会社である PSA リスク・コンサルティング社 (PSA Risk Consulting) は、2020 年 3 月から 2021 年 3 月にかけて共産党の反政府活動に関わる暴力事件を毎月 30~50 件記録した。

2.47 フィリピン政府部隊に対してゲリラ攻撃を展開することに加え、CPP-NPA は誘拐、放火及び暗殺に関わっているほか、ミンダナオの一部の地区で営業する企業に「革命税」を要求し、脅迫し、又は電力や電気通信設備などのインフラに攻撃を仕掛けることで、その要求を通してしている。市民も CPP-NPA と政府部隊の戦いに巻き込まれており、CPP-NPA は同組織の元隊員、情報提供者の疑いがある者、地方自

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

治体の指導者及び部族長を標的にした暗殺も実行してきた。

2.48 ドゥテルテ政権は、2016年8月に民族民主戦線（National Democratic Front：CPPの政治部門）との間で和平会議を開始したが、この会議は2017年2月に中断された。2020年、CPP-NPAはフィリピン政府によりテロリスト組織として指定された。ドゥテルテ大統領はCPP-NPAと妥協する可能性を排除し、大統領任期を終えるまでに共産主義者を一掃することを約束した。

2.49 CPPの他にも、カバタアン（Kabataan：政党）やガブリエラ（GABRIELA：フェミニストNGO）、カラパタン（Karapatan：人権に焦点を当てたNGO）など様々な極左集団がある。極左集団間にはイデオロギーや組織の差異が存在し、武装闘争を支持する集団もあれば、非暴力的な活動を厳格に守っている集団もある。特に、一部の先住民は、フィリピン政府に対して土地の権利を求め、他の苦情を申立てるための方法として、極左集団に関わっている。非暴力的な極左活動家や告発された他の共産主義者に対する嫌がらせや超法規的な殺害については、赤札付けを参照。

フィリピン南部における暴力

2.50 フィリピン南部は、イスラム分離主義に関係する紛争の歴史を有している。2017年5月、イスラム国集団に属している過激派が南部マラウイ市の各所を占拠した。フィリピン国軍（Philippines National Army）は、5か月間続いた包囲攻撃の後、著しく損傷した同市を奪還した。戦闘は1,000人以上の死者を出して2017年10月23日に終了した。死者の大半は戦闘員であったが、若干数の市民も含まれていた。UNHCRによると、2021年5月現在、マラウイの戦いの結果としておよそ17,000世帯（約87,230人）が今もなお国内避難を余儀なくされている。このうち、約4,000世帯は依然として一時的な避難所で生活している。多くの人々にとって、COVID-19はその状況を悪化させ、帰還を遅らせている。

2.51 モニタリング組織のコンフリクト・アラート（Conflict Alert）によると、イスラム教徒ミンダナオ自治地域（ARMM）では2011年から2019年にかけて、20,000件を超える暴力事件が発生した。総選挙、マラウイの戦い及び麻薬戦争の結果として、暴力事件は2016~17年に急増した。マラウイの戦いが終了して以来、暴力事件は減少してきたものの、2016年以前よりも高い水準に止まっている（図2を参照）。事件の中で最も多い件数が暴力的な過激主義に関係しており、地下経済に絡む問題（違法薬物取引、火器及び賭博を含む）がこれに続いている。また、他の一般的な要因として、窃盗、性別に関する暴力及び一族間の暴力がある。

図 2. BARMM における紛争事件の経年推移 出典：コンフリクト・アラート 2020：絶えることのない戦争

2.52 マラウイの戦いに対応して、ミンダナオで2017年5月から2019年12月にかけて戒厳令が敷かれた。実際的な措置としては、外出禁止令や道路封鎖が挙げられる。この結果、暴力的な犯罪が低下し、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ガバナンス（統治）や経済が改善したため、多くの地元民はこれらの措置を支持した。国防大臣（Secretary of National Defense）のデルフィン・ロレンザーナ（Delfin Lorenzan）は、2019年に戒厳令の終了を発表した際、戒厳令はその目標を達成し、ミンダナオは戒厳令を廃止しても十分に平和な状態にあると語った。

2.53 2018年7月、ドゥテルテ大統領は、長年に亘る分離主義者グループとの交渉を終えた後、バンサロモ組織法（バンサロモ基本法としても知られる）に署名して同法を成立させた。2019年1月と2月の二度に亘って住民投票が行われた後、同地域の有権者は以前イスラム教徒ミンダナオ自治地域（ARMM）として知られていた政治的実体をイスラム教徒ミンダナオ・バンサモロ自治地域（BARMM）に置き換えることを承認した。2019年に権限がバンサロモ暫定自治政府（BTA）に引き渡された。BTAは現在、政権移行実施の焦点を地域規則・法案の作成、COVID-19への対応及び元戦闘員の武装解除に当てている。武装解除プログラムは予定より大幅に遅れており、2021年1月20日現在、およそ4万人の戦闘員のうち、武装解除しているのは合計で12,145人に過ぎない。

2.54 幾つかの低強度紛争が継続中であり、その大半がミンダナオの中部及び西部（サンボアंगा（Zamboanga）半島やスル（Sulu）諸島を含む）に集中している。紛争に関与している集団による主な脅威は、テロ攻撃、身代金目的の誘拐、凶悪犯罪、及び武装グループ間あるいは武装グループとフィリピン軍との暴力的な衝突である。イスラム集団は、分派と結成を繰り返す同盟集団として知られている。これらの集団は必ずしも目標又は資源を共有しているわけではない。

武装集団

2.55 以下の項は、フィリピン南部におけるイスラム武装集団の網羅的なリストではない。これらの集団の多くは、分派する傾向があり、また、派閥争いに陥りやすい。新たな集団がすぐに結成され、又は分派する可能性がある。既存集団内に思想的な一貫性は存在しないかもしれない。

2.56 **イスラム国－東アジア（Islamic State－East Asia : IS-EA）**は、東南アジアの全域に亘って隊員がいる状況を示唆する名称であるにもかかわらず、フィリピン全土で活動するISIL関連集団の緩い連合グループであり、一般にISIL－フィリピンと呼ばれている。イスニロン・ハピロン（Isnilon Hapilon）の指導力の下、IS-EAは2017年のマラウイの戦いに関与していた。判明している最後の指導者ハティブ・ハジャン・サワジャアン（Hatib Hajan Sawadjaan）は、2020年半ばに殺害されたと伝えられている。新反テロリズム法（以下を参照）に基づき、政府は2020年12月にIS-EAをテロ集団として指定した。

2.57 **アブ・サヤフ・グループ（ASG）**は、ミンダナオの分離独立的なイスラム教武装グループとして1991年に誕生した。主な活動地域はホロ（Jolo）諸島とスル諸島のバシラン（Basilan）島であった。ASGは様々な下位集団となって活動しているが、その一部はISISに忠誠を誓っている。ASGは外国人などを標的とした注目度の高い多数の誘拐事件や斬首事件、大規模な襲撃事件に関与している。また、ASGは、2017年に起きたマラウイの戦いにも関与していた。ハティブ・ハジャン・サワジャアンはASGの

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

指導者でもあり、彼の甥ブンヤミン・サワジャアンは 2020 年にホロ諸島で起きた爆撃事件の黒幕であった。

2.58 **モロ民族解放戦線 (MNLF)** は 1972 年に設立され、その後 20 年に亘ってモロ民族分離独立派の主要な組織となった。1996 年 9 月 2 日に政府と MNLF との間で最終的な和平合意書 (Final Peace Agreement) が署名されたものの、MNLF の隊員の中には、依然としてその署名に反対している者がいる。MNLF の様々な派閥は上述したバンサロモ組織法のプロセスを支持し、又は反対した。

2.59 **モロ・イスラム解放戦線 (MILF)** は、1970 年代後半に MNLF から離脱したグループとして結成された。数年に亘る交渉を経て、政府と MILF は 2014 年 3 月 27 日に「バンサモロに関する包括的な和平協定 (Comprehensive Peace Agreement on the Bangsamoro)」に署名した。同協定には、上述した ARMM から BARMM に移行するためのプロセスが示されている。MILF はバンサロモ組織法に関する政府との交渉に関わった経緯があり、現在は BTA を統率している。

2.60 **バンサモロ・イスラム自由戦士 (BIFF)** は 2010 年に結成された集団であり、下位集団の忠誠状況に応じて、時には MILF や ISIL 関連のグループなど他の武装集団と共同して、ミンダナオで引き続き攻撃を仕掛けている。例えば、2016 年に BIFF と MILF はミンダナオの刑務所を襲撃し、受刑者 150 人が脱獄する手助けをした。

反テロリズム法

2.61 新たな反テロリズム法が 2020 年 7 月 18 日に発効した。2020 年反テロリズム法 (Anti-Terrorism Act) (共和国法 No. 11479) によって、容疑者を起訴しないまま 24 日間勾留することが認められ、大統領が任命する機関「反テロリズム協議会 (Anti-Terrorism Council)」が設置される。同協議会は、集団や個人をテロリストとして指定し、資産を凍結し、テロリズム容疑者の逮捕又は監視を命じる権限を有する。

2.62 権利擁護グループは、同法が制定される以前でさえも、同法がテロリズムを過度に広範な意味を有する用語で定義しており、「言論を訴追するための無制限の根拠を与えることにより、メディアの自由と表現の自由に対する脅威」を提起したと主張して、同法を批判していた。同法が可決された後、請願者たちは同法の合憲性に対する 37 の異議申立書を最高裁判所 (Supreme Court) に提出した。同法の検証は今後の課題であるが、同法はオーストラリアを含む世界の各地で制定されている同様の法律に沿った予防措置を特色としている。

高利貸

2.63 高利貸 (極度に高い金利を請求する違法な貸金業者) がフィリピンで活動している。DFAT は、最も一般的な悪徳商法がニノイ・アキノ国際空港 (Ninoy Aquino International Airport) 近くにあるカジノのギャンブラーを標的としていると理解している。被害者はフィリピン人と外国人である。中国人は特に標的とされる。悪徳商法には被害者に賭博をするための金銭を貸し、貸金元本と被害者の獲得金の

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

20 パーセントを取戻す高利貸が関わっている。被害者が負債を返済できない場合、高利貸ギャングによって被害者は誘拐され、身代金目当てに身柄を拘束される。フィリピン国家警察は、これらのギャングが誘拐した個人の救出に成功している。

2.64 他の搾取的な貸付慣行としては、無許可のオンライン貸付サービスやいわゆる「5~6」ローンがある。後者のローンの場合、借入人は借りた5ペソごとに6ペソ支払わなければならない（毎月20パーセントの金利）。「銀行、金融機関及び通貨に関する元老院委員会 (Senate Committee on Banks, Financial Institutions and Currencies)」の副議長は2021年5月、同氏の事務所がそのような仕組みの被害者から定期的に苦情を受理していると語った。こうした被害者は、「借金取立人から様々な形態の深刻な脅迫、威嚇及び公の辱め」を受けていると主張している。DFATは、これらの主張を独立して検証することができない。

3. 難民条約に基づく申請

人種/国籍

3.1 フィリピンには数世紀に亘って、明確に区別できる何百もの民族・部族グループが暮らしてきた（人口統計を参照）。一般にフィリピンの国民性は強固で、多くの人々によって民族的又は部族的帰属に優先する。1997年先住民族権利法（Indigenous Peoples' Rights Act）は、先住民族の脆弱な地位を認識しており、先祖代々の土地の権利、基本サービスへのアクセス及び雇用における差別からの解放を含む先住民族の権利を確認している。こうした状況にもかかわらず、先住民族問題に関する国際作業部会（International Working Group on Indigenous Affairs）は、先住民族の権利がフィリピンでは「日常的に無視されている」と主張してきた。

先住民族

3.2 先住民族（国内では「IPs」と呼ばれている）は、明確に区別できる文化的慣行とアイデンティティを保持している民族又は部族集団である。フィリピンでは、約1,400~1,700万人が100以上の明確に区別できる民族—言語グループに属している。先住民族の60パーセント以上がミンダナオで（同地域の先住民族は、全体的にルマド（Lumad）として知られている）、約30パーセントがルソン北部で（同地域の先住民族は、全体的にイゴロット（Igorot）として知られている）、それぞれ生活している。小規模な集団は中央諸島の全域に亘って散在している。先住民族は先祖代々の宗教を信奉しているかもしれないが、大半はカトリックである。南部に住むモロ民族は、その大半がイスラム教徒である。

3.3 1997年、先住民族を擁護するために、先住民族に関する全国委員会（National Committee on Indigenous Peoples）が設置された。同委員会は、土地の所有権に関する申立を評価し、先祖所有地証明書（Certificates of Ancestral Domain）を発行することができる弁護士を雇っている。同証明書は2018年3月時点で221枚発行されていた。地方自治体も先住民族に資金を供給し、社会サービスや土地を提供している可能性がある。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

3.4 多くの先住民コミュニティは、貧困の影響を受けており、こうした状況は地理的に隔離されていることで悪化する可能性がある。先住民は左翼又はイスラム主義の反政府勢力及び政府部隊の暴力に晒されやすい。例えば、BIFFは、ミンダナオ西部における土地紛争を巡って先住民集団を標的にすることで知られている（武装集団を参照）。地域によっては、訓練を受けた教師が過疎地域で働くことができない又は働くことを嫌がるため、一部の先住民は教育を受けることができない。フィリピン政府は、左翼主義者になるよう洗脳していると非難して、一部の地域にある先住民向け学校を閉鎖した。2021年2月15日、セブ（Cebu）にある国内避難を余儀なくされた先住民生徒向けの仮校舎を急襲し、児童19人を含む26人の身柄を拘束した。PNPの広報担当官は学校が反乱分子を訓練していたと語ったが、権利擁護グループはこの主張を否定している。

3.5 土地の権利を擁護する先住民は、時には暴力的に鉱山、農業又は企業の権益と衝突する可能性がある。先住民の権利を擁護する集団のメンバーは、国家治安部隊から赤札付け、その結果としての嫌がらせと暴力の対象にされる可能性がある。例えば、2020年12月30日にパナイ島（Pinay Island）で、警察と軍の共同作戦により、先住民指導者9人が殺害され、コミュニティのメンバー17人が逮捕された（赤札付けも参照）。

3.6 その祖先の土地から国内移住する先住民は、そのアイデンティティをすぐ見分けることができるような独特の顔の特徴、アクセント又は言語を有する可能性がある。先住民族に対して低いレベルの差別が幾分発生する可能性はあるが、特に大都市では様々な民族集団出身の人々が一緒に生活し、働くことは普通である。

3.7 過疎地域にある祖先の土地に住む先住民は、特に左翼の集団又は理念と関連付けられた場合、国家、企業又は思想上の権益の手によって暴力を受けるリスクが中程度であると DFAT は評価している。マニラ首都圏などの都市部に住み、先住民を祖先に持つ人々が差別又は暴力を受けるリスクは低い。

宗教

3.8 憲法は、信教及び礼拝の自由を規定している。2015年の国勢調査によると、フィリピン総人口の79.5パーセントがローマカトリック教徒である。その他のキリスト教徒集団は、総人口の9パーセントを構成している。この中には、エホバの証人（Jehovah's Witnesses）、セブンスデー・アドベンチスト教会（Seventh Day Adventists）、末日聖徒イエス・キリスト教会（Church of Jesus Christ of Latter-day Saints：モルモン教（Mormons））、英国国教会（Anglican Church）及びメソジスト教会（Methodist Church）といった国際的なキリスト教宗派が含まれている。その他のキリスト教会としては、イグレスシア・ニ・クリスト（Iglesia ni Crist）、アグリパヤン（Aglipayan：フィリピンに拠点を置く宗派で世界的なアングリカン運動と一体になった独立カトリック教会）、チャーチ・オブ・ゴッド・インターナショナル（Church of God International）、キングダム・オブ・ジーザスクライスト（Kingdom of Jesus Christ）及びネーム・アバブ・エブリー・ネーム（Name Above Every Name）がある。イスラム教徒の人口については諸説あるが、6パーセント乃至11パーセントであり、その大半がミンダナオに集中している。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

キリスト教徒

3.9 フィリピン国民の大多数はローマカトリック信者であるが、非カトリック信者も相当数いる。カトリックの教会は日常生活において大きな影響力を保持しているが、政治的な活動は以前に比べれば少なくなっており、その影響力も徐々に弱まっている可能性があることを示す兆候がある。カトリック教会は避妊又は LGBTI の権利など多くの社会的問題に関して保守的であると見られているが、多くの非カトリック信者、特に福音派キリスト教徒の方がより保守的であるかもしれない。教会内の見解や信条は必ずしも一様であるとは限らず、フィリピン社会は一般に、教会が態度を明確にしない問題に関して保守的である。

3.10 カトリック教会の指導者の中には、ドゥテルテ政権の麻薬戦争（超法規的な殺害及び「麻薬戦争」を参照）に反対して歯に衣着せず発言する者もいる。2017年1月30日、フィリピン・カトリック司教協議会（Catholic Bishops' Conference of the Philippines : CBCP）は、「麻薬戦争」に反対する声明を発表した。2017年2月18日、CBCP はマニラで祈祷集会を開いたが、約 20,000 人が集合し麻薬戦争関連殺人に対する懸念について署名した。政府又はその政策を批判する宗教的指導者は、嫌がらせや暴力に直面している（政治的意見を参照）。

3.11 イグレスア・ニ・クリスト（Iglesia ni Cristo）の元メンバーは、同教会の最高幹部が深刻な腐敗に関わっていると訴えてきた。教会の重要人物が誘拐と殺人の罪で告発されており、一部の元メンバーは海外へ逃亡している。同教会は政治的な影響力がある。2018年2月、ドゥテルテ大統領は、イグレスア・ニ・クリストの執行大臣（Executive Minister）であるエドアルド・マナロ（Eduardo Manalo）を大統領の「海外フィリピン人の懸念に関する特使（Special Envoy for Overseas Filipino Concerns）」に任命した。

3.12 多数派宗教の信奉者として、カトリック信者と他のキリスト教徒はその信条を理由に差別又は暴力を受けることはない DFAT は評価している。非カトリックキリスト教徒は、その宗教を自由に実践することができる。教会は影響力があるものの、社会的問題に関して教会の教義と意見が異なる人々は、低リスクの社会的又は公的差別に直面している。

イスラム教徒

3.13 大半のイスラム教徒はミンダナオの南部地域に居住しており、少数派の民族集団に属している。一部の先住民族集団は、他の宗教と融合したイスラム教の特徴を有しており、必ずしもイスラム教徒と言うわけではない。イスラム教は、イスラム教徒ミンダナオ・バンサモロ自治地域（BARMM）を形成しているミンダナオ西部の5つの州における主要な宗教である。一部のイスラム教徒はマニラやセブといった大都心にも移住しており、それらの都市でコミュニティを形成している。

3.14 シャリーア法（イスラム法）は BARMM で一部実践されており、BARMM の外に居住しているイスラム教徒は BARMM まで移動してシャリーア裁判所を利用することができる。シャリーア法は、結婚、親権及び相続といった属人法に適用されるが、刑事、金融又は資産問題には管轄権を一切有していな

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

い。大統領令第 1083 号には、イスラム属人法はイスラム教徒のみに適用され、シャリーア法と一般法とが対立する場合は後者が優先されると記載されている。

3.15 南部、特に農村地域にある一部のイスラム教徒コミュニティは、金融、刑事又は資産問題を非公式にシャリーア法の救済措置又は刑罰を与えることができるコミュニティの長老又は協議会に付託する。これらの協議会の構造は、地元の部族によって決まり、一部のケースでは、単に長老 2 人の協議のみという場合もある。

3.16 ミンダナオでの長年に亘る紛争と分離独立運動の歴史により、多数派のキリスト教徒と少数派のイスラム教徒との間に不信感が生じるようになった。大統領府 (Office of the President) のフィリピン・ムスリム国家委員会 (National Commission on Muslim Filipinos) は 2019 年にイスラム教徒に対する差別にかかる公式の事件を一切報告していないが、反イスラム教徒の社会的差別の微妙な目に見えない形態が国内全域に亘って存在したと述べている。一部のイスラム教徒集団は反テロリズム法が同集団を差別するために利用されるのではないかと懸念を表明したが、同法に組み込まれた保護条項によってこの懸念が現実化する可能性は低いと DFAT は評価している (反テロリズム法を参照)。

3.17 イスラム教徒が多数派を占める地域の外で反イスラム教徒感情は存在するが、その感情は一般に低いレベルであると DFAT は評価している。スンニ派イスラム教徒は、その信条を理由に差別又は暴力を受けるリスクは全くない。

シーア派イスラム教徒

3.18 フィリピン人イスラム教徒の大半はスンニ派であるが、ミンダナオ、特にラナオ・デル・スル州 (Lanao del Sur) や南サンボアンガ州 (Zamboanga del Sur) には少数のシーア派イスラム教徒がいる。シーア派イスラム教徒は地理的にこれらの地域に散在しており、必ずしも近接したコミュニティに住んでいるというわけではない。フィリピン人イスラム教徒は、その宗派のアイデンティティ (スンニ派又はシーア派) によるよりも、その部族背景又は保守性のレベルにより自らのアイデンティティを確認する可能性が高い。

3.19 シーア派であることに対する非難は、個人間の紛争において相手を中傷する手段として用いられる可能性がある。シーア派に対する暴力も可能性としては考えられる。一部の過激派集団は、他国で反シーア派暴力を実行してきた ISIL (ダーイッシュ) との同盟関係を主張している。しかし、フィリピンにおけるイスラム過激主義者の活動は、宗派間の暴力よりもむしろ独立要求の方に焦点を絞っているように見える。

3.20 シーア派に対して暴力が振るわれるリスクは払拭できない。しかしながら、シーア派イスラム教徒は公的差別を受けるリスクに晒されておらず、社会的差別や暴力を受けるリスクは低いと DFAT は評価している。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

アフマディー教徒

3.21 パキスタンに源を発するアフマディー派の信奉者約 300 人がフィリピンに住んでいる。この信奉者たちはマニラに布教施設を有しているが、他の人々は国内の他の地域で暮らしている。この信奉者たちの大半は難民である。アフマディー教徒は必ずしも一緒に生活しているというわけではないが、お互いの近くで暮らしており、その多くが血縁関係にある。

3.22 2017 年にアフマディー教徒はイベントを企画しようとしたが、他のイスラム教徒がこれに暴力的に抗議したと言われている。フィリピン人イスラム教徒の大半は、アフマディー教徒やその信条を認識していないが、アフマディー教徒に関する問題の注目度が高いパキスタンと繋がりがある一部のイスラム教徒（パキスタン人かパキスタンに旅行した教徒）は、アフマディー教徒が主催する行事を標的にし、又は他の地元イスラム教徒に影響を与えて、アフマディー教徒の行事を標的にさせたと言われている。アフマディー教徒に対する差別は、BARMM 内でさらにひどくなる可能性がある。

3.23 イスラム教徒が多数派を占める地域の外で生活するアフマディー教徒は、他の外国人が受ける取扱いと一致して、社会的差別を受ける低いリスクに晒されていると DFAT は評価している。アフマディー教徒に対する暴力を扇動する行為があるという主張は信用できるが、この扇動行為を独立して検証することができないと DFAT は評価している。DFAT は、アフマディー教徒の宗教実践に関して公的制約は一切ないと評価している。

無神論者

3.24 フィリピン憲法は、教会と国家の分離を規定している（宗教を参照）。フィリピンには一握りの無神論者及び又は人間主義者が存在する。例えば、フィリピン・フリーシンカーズ (Filipino Freethinkers)、ヒューマニスト・アライアンス・フィリピン・インターナショナル (Humanist Alliance Philippines, International: HAPI)、フィリピン無神論者・不可知論者協会 (Philippine Atheist and Agnostics Society: PATAS) などが挙げられる。これらの組織は国家の干渉を受けずに会合し、活動することができる。また、フィリピン・フリーシンカーズ創設者のレッド・タニ (Red Tani) のような代弁者はその意見をオンラインやメディア上で共有することができる。無神論者に対するオンラインでの嫌がらせや低レベルの社会的差別に関する報告が複数なされている。

3.25 無神論者は一般に暴力又は公的差別を受けないが、中にはその見解のために低レベルの社会的差別に直面する可能性がある者もいると DFAT は評価している。

（実際の又は帰属された）政治的意見

3.26 フィリピンの政党制度は脆弱で、イデオロギー的なまとまりはほとんどない。代議院議員及び元老院議員の大半は、個人的な立場に基づいて選出されている。2019 年に中間選挙が行われて以来、ドゥテルテの同調者たちが議会両院で大半の議席を占めている。議会には組織的な政治的敵対勢力があまり存在していない。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

3.27 選挙期間中はライバル候補者が自身の選挙区を支配し、競合者を排除しようとして、銃撃や爆撃を含む暴力事件が普通に発生している。政治的動機に基づいた暴力と一般的な不法行為を区別することは困難かもしれない。これらの暴力事件で家族や他の傍観者が負傷し、又は殺害された。2019年5月の中間選挙に先立ち、ドゥテルテ大統領は違法ドラッグに関わっていると彼が言った47人の政治家（この中には、市長、副市長及び議員が含まれている）を掲載した「麻薬リスト（narcolist）」を公表した。それ以来、少なくとも2人が殺害された（超法規的な殺害及び「麻薬戦争」も参照）。

3.28 特にドゥテルテ政権の麻薬戦争を巡って同政権を公然と批判しているのは、ほんの一握りの長老政治家に過ぎない。ドゥテルテ政権を批判する人々は検閲と嫌がらせを受ける。以前は人権派の弁護士であり、政府に対する批評家であったレイラ・ドゥ・リマ（Leila de Lima）元老院議員は、2017年の2月に逮捕・投獄された。ドゥ・リマは、「麻薬戦争」に関係している超法規的な殺害と、ダバオ市長時代のドゥテルテが超法規的な殺害に関与した疑いに関する元老院調査を指揮していた。ドゥ・リマは麻薬犯罪で起訴されたが、彼女に言わせると、ドゥテルテを調査した「罰」として起訴されたのである。同様に、2017年には、ドゥテルテを公然と批判していたレニー・ロブレド（Leni Robredo）副大統領も弾劾するとの脅しを受け、ドゥテルテを支持するソーシャル・メディアのトロールにより中傷された。もう1人の批評家であるアントニオ・トゥリラネス（Antonio Trillanes）元老院議員は、2018年9月に逮捕された。人権団体は、彼の逮捕が政治的なものだと訴えている（恣意的な逮捕及び勾留を参照）。2019年7月、教唆、サイバー侮辱及び中傷を含む罪で野党の大物が起訴された。この中には、ロブレド、ドゥ・リマ、トゥリラネス、リサ・ホンティヴェロス（Risa Hontiveros）元老院議員、パオロ・ベニグノ・アキノ4世（Paolo Benigno Aquino IV）前元老院議員に加え、5月の中間選挙に立候補したが落選した6人の候補者が含まれていた。人権と麻薬戦争を巡って政府を批判していたカトリック教会の司教4人と司祭3人も起訴されたが、この起訴は後に取り下げられた。

3.29 これらの事案はドゥテルテ大統領への注目度の高い批判に対する不寛容さを示しているが、政治的陰謀とも関係しているとDFATは評価している。また、政府に反対する著名な中堅政治家や宗教的指導者は、特に選挙運動期間中は、そのリスクは低いものの暴力を受ける可能性があるとしてDFATは評価している。また、このような人々は、オンラインでのトロールによるものを含め、嫌がらせを受けるリスクが中程度ある。バランスの取れた政治家は、政治的ライバルから暴力を受けるリスクは低いが存在する。知名度の低い政治団体支持者又は芸能人は、注目度の高い個人に対する暴力に巻き込まれてしまう可能性があっても、本人たちが標的になることを示す証拠をDFATは認識していない。

メディアとジャーナリスト

3.30 憲法は、言論、表現及び出版の自由を保障している。フィリピンは伝統的に活気のあるメディア部門を有しているが、自由な表現のための空間は近年狭まってきている。ドゥテルテ大統領とその政策に批判的なジャーナリストと報道機関は、オンラインによる嫌がらせ、強制閉鎖、暴力の脅威及び司法部門による嫌がらせに直面してきた。地方自治体職員に批判的なジャーナリストも嫌がらせを受け、場合によっては殺害された。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

3.31 ジャーナリストは自己検閲を実践している。大統領に気に入られるような立場にとどまるために慎重を期している報道機関は比較的自由に活動している。このようなお気に入りのメディア支局が時折政府やその政策を批判しても、それは容認されている。一方、ドゥテルテ大統領は彼を批判するジャーナリストに対して暴力を働くと脅迫した。2016年の記者会見ではジャーナリストに向かって「諸君がジャーナリストだというだけで、暗殺の対象外になるわけではない…」と発言した。「ダバオ・デス・スクワッド (Davao Death Squad) : ダバオ市で活動する自警団」のメンバーは2016年に開かれた元老院公聴会の場で、ドゥテルテは、2003年にダバオ市長だった頃、同市内でジャーナリストのジュアン「ジュン」パラ (Juan 'Jun' Pala) を殺害するよう個人的に命じた、と語った。そのような脅迫によって、特に超法規的な殺害の事件やその罪を犯した国家職員と「自警団員」の刑事免責を踏まえれば、身の安全を気遣いながら大統領を批判するメディアやジャーナリストに対する公衆の信頼が弱まってきている。

3.32 政府を繰り返し批判するメディアの大企業は、閉鎖し、ドゥテルテ支持者に身売りすることを余儀なくされている。2020年7月、放送会社のABS-CBNは、代議院が投票により同社の25年間の放送免許を更新する議案を否決した後、放送を止めた。元老院議員は、ドゥテルテ政権と影響力のある宗教団体のイグレスシア・ニ・クリスト (宗教を参照) – 双方ともメディア支局による批判的報道の標的にされていた – から免許更新に反対する票を投じるよう圧力をかけられていた。2018年、「フィリピン・デイリー・インクアイアー (Philippine Daily Inquirer)」新聞は、ドゥテルテから言葉の攻撃を受けた後、ドゥテルテ支持者に身売りするための話し合いに入った。この取引は後に不成立に終わった。

3.33 2018年1月、政府はソーシャル・メディアとジャーナリズム・ウェブサイトであり、ドゥテルテ政権に対する有名な批評メディアのラップラー (Rappler) の法人設立認可証を取り消した。ラップラーの創設者であるマリア・レッサ (Maria Ressa) は、サイバー侮辱罪で有罪判決を受けた (彼女は控訴中である) ほかに、脱税、証券規則法違反及びVAT不正申告などの罪による起訴にも直面している。国境なき記者団 (Reporters without Border) は、レッサに対する扱いを「司法部門による嫌がらせ」運動と形容している。

3.34 政府に批判的なメディア支局とジャーナリストは、殺害の脅迫、評判に対する攻撃及び性的暴力の脅しなどオンラインでの嫌がらせに晒されることが多い。女性のジャーナリストやメディア幹部は、男性のジャーナリストやメディア幹部よりもそのような脅迫に直面する可能性が高い。複数の報告によって、政府は政策を推進し、政策に反対する人々を攻撃するため、ソーシャル・メディアのトロールに資金提供を行なっていることが示唆されている。

3.35 NGOのジャーナリスト保護委員会 (Committee for the Protection of Journalists) によると、フィリピンでは2010年以降、ジャーナリストが11人殺害されており、事件は未解決のままである。この中には、2020年に殺害された3人が含まれている。2020年、国境なき記者団は、ジャーナリストの殺害を1つの理由として、出版の自由に関してフィリピンを180か国中136位にランク付けした。一方、ジャーナリスト保護委員会はジャーナリストの殺害を理由として、その「世界刑事免責指標 (Global Impunity Index)」に関してフィリピンを世界で最下位から7番目に位置付けた。フリーダム・ハウスは

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

フィリピンを「ジャーナリストに関しては世界で最も危険な場所の1つ」と名付けた。

3.36 ジャーナリストに対するリスクは、何について報道するののかによって変わると DFAT は評価している。政府、地方自治体職員または組織犯罪の大物を批判するジャーナリストとメディア幹部は、中傷その他の罪で告発されることを含め、暴力又は嫌がらせを受ける中程度のリスクに直面している。こうした人々は、特に女性である場合、オンラインでの嫌がらせを受ける高いリスクに直面している。メディア機関は、公的介入を受ける中程度のリスクに直面している。

非政府組織 (Non-Governmental Organisations : NGOs)

3.37 政府に批判的な NGOs は、公式声明を出し、出版物を配布し、公衆のデモを組織し、ソーシャル・メディア上で活動する。一部の NGOs は、公然と活動しない又はその職員の住所と氏名を隠すなどして、予防措置を講じている。政治家又はメディアがその活動の仕方に関して NGOs、特に国際 NGOs を攻撃するのは普通である。これらの攻撃は、NGOs に対する公衆の信頼を弱める他、インターネット上でのトロールをけしかける可能性がある。こうした状況にもかかわらず、国内及び国際 NGOs はフィリピンで活動し続けている。

3.38 人権団体は一般に機能することができるものの、環境及び土地活動家に対するものを含め、嫌がらせや暴力に関する報告が引き続きなされている。これらの問題に関して活動している弁護士も標的にされている。人権活動家と弁護士は、オンラインでの嫌がらせや偽情報（フィリピン国家警察など国家機関によるものを含む）に晒されることが多い。ヒューマン・ライツ・ウォッチは、2010年から2015年にかけて、左翼活動家、人権擁護者及び他の新人民軍（NPA）支持者と言われる人々が300人殺害されたと報告した。人権委員会は2017年から2019年にかけて起きた人権擁護者89人の殺害について調査している。

赤札付け

3.39 極左集団の構成員であるのか、又はその疑いがあるのかということは、政治的にデリケートな問題である。人が証拠もなく共産主義者だと非難されることを意味する「赤札付け」は、ジャーナリスト、学生、学者、弁護士、有名人及び人権擁護者に対して用いられてきた。この慣行はドゥテルテ政権前に遡り、特にグロリア・アロヨ（Gloria Arroyo）大統領時代（2001~2010年）に広く行われていたが、近年は悪化していると伝えられている。「国内の共産主義者による武装紛争を終結させるための国家タスクフォース（National Task Force to End Local Communist Armed Conflict : NTFELCAC）」が最も活動的な赤札付け機関であるが、他にも PNP や AFP、地方自治体の機関などがある。

3.40 赤札を付けられた個人は、嫌がらせを受け、超法規的に殺害される危険に晒される可能性がある。権利擁護団体は、大統領の暴力的な言葉遣いや刑事免責に関する約束によって問題は悪化していると語っている。例えば、2021年3月、ドゥテルテ大統領は広く宣伝された演説を行い、警察や兵士に対し、共産党反逆者を全員殺害し、その遺体を家族に戻すよう促すとともに、「人権を無視せよ。これが私の命令だ。私が諸君に代わって刑務所に行く」と伝えた。この翌日、PNP と AFP の同時急襲によって活動家

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

9人が殺害された他、マニラ首都圏周辺で6人が逮捕された。国内メディアは、被害者が左翼寄りの活動家団体カラパタンと他の労働組織に関係していたと報道した。

3.41 フィリピンにおいて市民社会は活発だが、人権団体は政府の干渉又は暴力を受ける低いリスクに直面する可能性があるとして DFAT は評価している。また、人権団体は、オンラインでのトロール運動を含め、嫌がらせ又は脅迫を受ける中程度のリスクに直面している。環境及び土地活動家を含む人権擁護者が暴力を振るわれるリスクは、地方（州）レベルで活動している又は左翼団体と関係している際に高まる。このリスクは本人が赤札を付けられているとき、特に深刻となる。

街頭デモと抗議参加者

3.42 デモ行進の権利は憲法によって擁護されている。COVID-19 以前、街頭抗議はかなり一般的であり、政府は一般に平和的な抗議に対する権利を尊重していた。2020 年の一部期間と 2021 年に適用される「COVID-19 強化されたコミュニティ隔離 (COVID19 Enhanced Community Quarantine)」措置に基づき、大勢の集まりが禁止され、これらの禁止措置を無視する抗議参加者は「違法な集会」や「保健緊急事態下での非協力」を含む罪で起訴された。2020 年 11 月、フィリピン全土に亘って、都市部における抗議参加者はドゥテルテ政権のパンデミック対応を非難するため、国民の祝日である ボニファシオ記念日 (Bonifacio Day) に集まることができた。抗議参加者はマスクを着用し、ソーシャル・ディスタンスの規則を守り、概して妨げられることはなかったが、セブ市では警察があるグループに分散するよう命じた。

3.43 公衆の抗議デモと政治的行事は通常、国の不当な介入を受けずに開催することができるものの、公衆衛生上の理由で COVID-19 が発生している間は概して禁止されていると DFAT は評価している。

利害関係集団

女性

3.44 フィリピン憲法は、「建国における女性の役割を認識し、法の前で女性と男性は基本的に平等であることを保障する」と謳っている。性差に基づく差別は、共和国法 9710 (女性の大憲章 (Magna Carta of Women)) に基づき違法である。配偶者強姦を含む強姦は違法であり、刑罰は懲役 12 年から 40 年に及ぶ。

3.45 フィリピンの女性は、高等教育を含む教育を男性と同様に利用することができ、現在、女性の卒業生の数は、大学レベルでも大学院レベルでも男性の数を上回っている。女性は経済、政治及び社会へ男性と同じ条件で参加する上で法的障害に直面しないものの、実際には社会的姿勢と力の不均衡が男女の平等性を弱めている。国連人口基金 (UNFPA) によると、フィリピンの女性と女兒は、不釣り合いな形で性差の固定観念化、社会的烙印及びセクシュアル・シェイミング (一定の女性観に基づき女性の性行動を批判すること) に悩まされている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

3.46 フィリピンでは女性に対する暴力が蔓延している。強姦にかかる多くの事案が報告されないままになっている可能性が高い。警察署は暴行を届出するための「女性用デスク」を用意しており、また、警察部隊内に専門家警察指揮部門が存在する。これらのサービスの有効性には、ばらつきがある。ドメスティック・バイオレンス（家庭内暴力）に関してバランガイ・キャプテンに支援を求める女性の一部は、オーストラリアの暴力禁止令（Apprehended Violence Orders）に類似する「バランガイ保護命令（Barangay Protection Orders）」の形態で有効な保護を提供される可能性がある。しかしながら、他の女性は、バランガイ・キャプテンが介入を拒み、又は被害者とその虐待者に和解するよう強く求める結果、被害者が更なる暴力に晒されることになるかと報告している。データは不足しているが、性差に基づく暴力は COVID-19 の発生期間中、著しく悪化したと考えられており、UNFPA は都市封鎖中、毎月 1 万 2,000 件が新たに発生したと推定している。

3.47 暴力の被害者である女性の一部は、その拡大家族の支援を受ける可能性がある。この支援が有効かどうかは、その拡大家族によって決まる。フィリピンにおける女性の権利擁護活動家は DFAT に対し、その拡大家族に保護を求める女性の一部は夫を捨てたとして烙印を押され、虐待を受ける可能性がある。子どもがいる未婚女性は特に烙印を押される、と語った。

3.48 社会福祉・開発省（Department of Social Welfare and Development）、国内の専門 NGOs 及び一部の教会は、避難所とカウンセリング・サービスを提供しているが、このサービスは大都市の方が利用しやすい。国内 NGOs は DFAT に対し、これらのサービスを提供する機関は需要に応えるには数があまりにも少ないと語った。これらのサービスは一般に貧困者を対象としているが、裕福な環境で育った女性も受入れられる可能性がある。ドメスティック・バイオレンスの被害者は烙印を押される可能性がある。家族の暴力についてはタブーが存在する。宗教的又は道徳的な理由で虐待的なパートナーと別れるのを嫌がる女性もいる。

3.49 世界で離婚が違法である国は 2 つしかないが、フィリピンはそのうちの 1 つである。婚姻無効の宣告を求めることは可能であるが、法的プロセスは費用と時間がかかる。夫婦が離婚することなく別居し、再び同居することは合法的であり、かなり一般的である。離婚を合法化する法案が代議院に提出されているが、カトリック教会その他から反対を受けている。BARMM 内のイスラム教徒は、イスラム教徒個人法（Code of Muslim Personal Laws）（シャリーア）に基づき離婚することができる。

3.50 国内 NGOs、慈善基金又は教会は、独身女性が世帯主の世帯に金銭的若しくは実際的な支援を提供する可能性がある。しかしながら、この支援は、個々の状況に応じて、また、地域によって、ばらつきがある。一部の地方自治体は、独身者が世帯主の世帯に補助金を与えているが、この中に交通費若しくは食費に関する割引が含まれている可能性がある。ただし、これらのサービスも、場所によって、また、提供者に応じて、ばらつきがある。全フィリピン人が利用できる保健、雇用、教育及び福祉サービスに関する情報については、[経済概観](#)を参照。

3.51 乳児死亡率は高い。伝統的な助産婦が出生時に立ち会うことが多い。伝統的な助産婦は、本人の地

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

元コミュニティ（貧困である場合が多い）内で働く。こうした助産婦は、女性の性と生殖に関する健康にかかる多くの分野（避妊、堕胎、出生及び出生後介護など）を仕事の対象としている場合がある。フィリピン女性の多くは、伝統的な助産婦と「先祖代々の絆」があると考えている。多くの女性は、医師や病院は非人間的であると思っているため、伝統的な助産婦による出生慣習の方を好んでいる。

3.52 女性性器切除はミンダナオの一部の地域で記録されている。一般にクリトリスの切除又は神経遮断を伴うこの手術は、その大半がしばしば非衛生的な状況で、伝統的な助産婦によって行われる。DFATはこの慣行がどの程度広まっているかについて認識していない。

3.53 堕胎は違法であるが、地下堕胎を受けることは可能である。女性は「マッサージ」を施す伝統的な堕胎サービス提供者を雇えるが、これは暴力的な性格を帯びる可能性がある他、妊娠を中絶しないこともあり、また、女性の重傷化や胎児の奇形化につながるおそれもある。伝統的な流産促進薬草が使用される場合もあり、その中には他よりも有効なものもある。違法な堕胎手術はそれほど一般的ではない。RU-486のような堕胎薬のブラックマーケットが存在する。これらの薬物は違法であり、女性は過度の生理症状を管理するためなど治療目的でしかこれらを手に入れることができない。

3.54 女性と女兒は、COVID-19の影響により不釣り合いな形で不利な立場に置かれてきた。フィリピン女性の多くは、小売、病院及び観光のようなサービス産業に雇用されている。このサービス産業が縮小している。女性は既に非公式経済において過度に存在しており、労働や嫌がらせに対する保護を欠いている。また、女性は保健・福祉サービス部門で圧倒的多数を占めており、COVID19に感染するリスクがより高い状況に置かれている。

3.55 ドゥテルテ大統領は、女性に関して、広く報道されているとおり女性を蔑視した、軽蔑的かつ屈辱的な公式声明を出してきた。発言の中には、レイプの容認や兵士による女性反乱者の性的身体切断の奨励などが含まれている。このような声明は、治安部隊が刑事免責される環境に貢献する可能性がある。司法による嫌がらせと赤札付けの標的として女性の権利擁護団体の指導者たちが選び出されており、女性のジャーナリストと活動家は、オンラインのトロール（メディアとジャーナリストを参照）で標的にされることが多い。

3.56 全体として、女性は公的差別を受ける低いリスクに直面していると DFAT は評価している。女性の活動家とジャーナリストは、オンラインでの嫌がらせを受ける高いリスクに直面している（メディアとジャーナリストを及び NGOsを参照）。ドメスティック・バイオレンスの被害者である女性はサービスを利用できない可能性がある。他の支援手段を一切有しない独身女性、特に寡婦は、暴力や社会的差別を受ける高いリスクに晒されている（超法規的な殺害及び「麻薬戦争」も参照）。

性的指向及び性自認

3.57 フィリピンはアジアにおいて、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー及び/又はインターセックス（LGBTI）の人々に対して、より寛容な国々の1つである。法律は、同性間の合意

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

の上の関係を禁止しておらず、LGBTI コミュニティが直面する問題が公の場で議論されている。メトロ・マニラ・プライド・パレード (Metro Manila Pride Parade : 首都マニラで行われる LGBTI 文化を讃えるイベント) は東南アジアで最も長く続いているパレードであり、1994 年以来毎年実施されている。

3.58 この比較的寛容な姿勢が見られるにもかかわらず、LGBTI の各個人に対する差別は現に存在し、LGBTI コミュニティは数々の社会的、文化的及び法的な障壁に直面し続けている。ヒューマン・ライツ・ウォッチは、法律でこのような行為が禁止されているにもかかわらず、LGBTI の学生が校内でいじめや嫌がらせを受けていると報告してきた。個人をその性的指向又は性自認 (ジェンダー・アイデンティティ) を理由として威嚇、逮捕又は起訴するために改正刑法 (Revised Penal Code) の条項が利用されてきた。適用される条項には、第 200 項 (重大な醜聞)、第 201 項 (良識と良い習慣に反する行為)、第 202 項 (浮浪)、第 226 項 (猥褻な行為) 及び第 340 項 (未成年者の墮落) などがあつた。

3.59 プライド・パレードのイベントは、公然と行われているものの、抗議も招いている。同性間結婚について尋ねた 2018 年のアンケート調査は、フィリピン人のおよそ 60 パーセントが反対していることを示唆しているが、この数値は近年低下している。若者は概して LGBTI の人々をより受入れている。一般に、カトリック教会は LGBTI の人々を福音派教会よりも受入れている。同性間の関係は (イスラム教徒が多数派を占める) BARMM 内ではタブーである。BARMM 内に住む LGBTI の人々は自身が LGBTI であることを隠すか、他の場所に移動する可能性が高いと DFAT は理解している。

3.60 著名人も LGTBI を公然と批判している。例えば、2016 年、人気と影響力があるマニー・パッキャオ (Manny Pacquiao : ボクシングのチャンピオンとしても有名) 元老院議員は、同性同士のパートナー関係にあるカップルは「動物以下である」と地方メディアに語った。一方、注目度の高い複数の LGBTI をメディアやテレビ上で見かける。

3.61 ドゥテルテ大統領は選挙運動中に、LGBTI の権利強化に賛成する旨の公式コメントを発表したが、そのための政策はいまだに何ら実行していない。LGBTI の人々を差別から保護する国内法は一切存在しないものの、そのような条項に関する議論は 20 年以上に亘って行われてきている。少数の地方自治体は独自の差別禁止条例を制定しているが、その有効性にはばらつきがある。社会福祉・開発省 (Department of Social Welfare and Development) は、LGBTI の人々が自身の好む性自認に基づいた制服を着用することを許可する覚書を発表した。

3.62 LGBTI の人々が家族という状況の中でどのように取扱われているかを一般化することは困難である。LGBTI の親戚と縁を切る親戚もあれば、特に最年長の男子がゲイであり、ゲイのままであれば遺産相続を放棄しなければならない可能性がある中国系フィリピン人の家族の場合には性転換治療を受けるよう強制する親戚もある。情報筋は DFAT に対し、社会的差別は必ずしも社会経済的な地位に関係しているというわけではなく、農村部の貧困家族は、特に LGBTI の家族が金銭的に貢献を果たしている場合、その家族を受け入れている可能性があると言った。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

3.63 レズビアンは少数の NGOs により代表されているが、レズビアンの問題はフィリピン社会で広く論じられてはいない。レズビアンは一般に、日常的な嫌がらせ又は差別を受けていないが、この理由は、レズビアンがその性的指向についてオープンにしていないということ、あるいは、レズビアンの問題が広く議論されていない又は理解されていないということにあるのかもしれない。

3.64 トランスジェンダーの人々は、他の LGBTI の人々よりも嫌がらせを経験する可能性が高い。ヘイトクライム（憎悪犯罪）が散発的に起こる。例えば、米国海兵隊員は憎悪犯罪に見えるような形でトランスジェンダーの女性を殺害したとして 2015 年に有罪判決を受けた。一方、トランスジェンダーの女性であるジェラルディン・ローマン（Geraldine Roman）は 2016 年に議員に選出され、この立場に就く初のトランスジェンダーの女性となった。性転換手術は違法ではないが、広く利用できるわけではなく、費用が高額でもある。2001 年「事務的誤りに関する法律（Clerical Error Law）」に基づき、トランスジェンダーの個人がその出生証明書上に記載される性別を変えることは違法である。国内の LGBTI NGOs は、トランスジェンダーの学生が自身の好む制服を着用するのを妨げられていると報告した。

3.65 LGBTI の個人は、差別を避けるために首都圏、特に活発な LGBTI コミュニティがあるマニラへ移動することができる。南部、特にイスラム教徒地域に住む LGBTI の個人は、転居する可能性が特に高い。

3.66 LGBTI の個人は、日常的に低レベルの公的差別と低レベルの社会的差別に直面していると DFAT は評価している。その差別は社会経済的な地位や地理的位置と強く相関しているわけではない。但し、BARMM に住む LGBTI の人々は例外であり、社会的及び公的差別と暴力を受ける中程度のリスクに直面している。トランスジェンダーの個人はフィリピン全域に亘って暴力と差別を受ける中程度のリスクに直面していると DFAT は評価している。

児童

3.67 フィリピンは児童の権利を保護する包括的な法律を有していないが、「家族法（Family Code）」、「労働法（Labour Code）」、「児童・青年福祉法（Child and Youth Welfare Code）」、「女性とその子どもに対する暴力防止法（Anti-Violence Against Women and their Children Act）」（共和国法 9344）など関連するテーマの法律や規則を複数有している。

3.68 2019 年 2 月、フィリピン政府は児童兵の採用を禁じる「武装紛争の状況にいる児童の特別保護法（Special Protection of Children in Situations of Armed Conflict Act）」（共和国法 11188）を可決した。同法の可決は、武装紛争の状況にいる児童を標的とする深刻な違反行為が著しく増加している（その大半がマラウイの戦いの間に起きている）ことを示す 2018 年の国連報告を受けたものである。2017 年 3 月、モロ・イスラム解放戦線は数百人の児童兵を解放し、児童兵の徴用慣行を止めることを約束した。

3.69 フィリピン政府と国連は児童兵を徴用したとして CPP-NPA を非難してきた。例えば、2020 年 2 月、フィリピン軍は CPP-NPA の 14 歳の隊員を救助したと主張した。この児童隊員は 13 歳のときにミ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ンダナオ西部で徴用されたと言われている。これらの主張には異議が唱えられた。ヒューマン・ライツ・ウォッチは「反乱軍の児童兵の話をでっち上げ、宣伝目的で児童を危険に晒している」としてフィリピン軍を批判する一方、非難されている部隊を調査するよう CPP-NPA に要請した。DFAT が知る限り、フィリピン軍が未成年を徴用したことを示す証拠は一切ない。

3.70 フィリピンは、児童買春観光の主要な目的地であり、オンライン上の性的虐待及び児童搾取の発生源である。児童ポルノは違法であるが、性的同意を与えることができる最低年齢は 12 歳であり、これは世界で最も低い年齢の中に入る。COVID-19 に対応する世界的な旅行禁止措置は 2020 年に売春観光の衰退をもたらしたが、経済状況が悪化したことで、特に極貧家庭の間でオンライン上の性的搾取と児童虐待の数が増加する結果となった。オンラインでの性的虐待や児童搾取の広まりは社会的な姿勢が一因となっている。例えば、児童の身体に触れなければ、児童は傷つかない、あるいは、児童は家族を金銭面で助けることを見込まれている、また、外部者は家族内の問題に干渉すべきではないといった社会の考え方である。

3.71 イスラム教徒の個人法に基づき、イスラム教徒の男児は 15 歳で結婚することができ、女兒は思春期を迎えたときに結婚することができる。児童結婚は、特にフィリピン南部のイスラム教徒コミュニティの間で報告されているが、マニラ首都圏でも報告されている。男性、女性とも結婚が認められる法定最低年齢は 18 歳であり、21 歳未満であれば誰でもその両親から結婚の許可を得なければならない。妊娠した未婚の若い女性は保守的な家族やコミュニティによって結婚を強制される可能性がある。

3.72 児童は、15 歳から限られた時間数だけ法的に働くことができる。未成年労働は広く報告されている。ヒューマン・ライツ・ウォッチの 2015 年報告は、手掘りを主体とした危険な零細金鉱採掘作業における児童労働を記録している。この慣行は一部のコミュニティで継続される可能性が高い。先住民族の児童は特にこのような搾取に晒されやすい。

3.73 DFAT は、児童に対する社会的又は公的差別を認識していない。貧困生活をする又は紛争の被害を受けた地域に住む児童は暴力、搾取又は性的虐待を受ける中程度のリスクに直面していると DFAT は評価している。

4. 補完的形態の保護を求める申請

恣意的な生命の剥奪

超法規的な殺害及び「麻薬戦争」

4.1 超法規的な殺害は、告発された麻薬ディーラーや利用者、活動家、司法職員、地方自治体指導者及びジャーナリストが標的となって起きる。殺害は、身元不明の「自警団員」のせいとされることが多いものの、制服組の警察や兵士が関わる可能性もある。警察－現職警官、元警官の両方が超法規的な殺害に関わっている可能性が極めて高い。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

4.2 ドゥテルテ大統領は、違法麻薬取引を撲滅するという約束の下に選出された。彼は定期的に違法薬物に関与している者を殺害するよう要請し、殺害する警察や兵士に対して刑事免責を約束した。「Oplan Tokhang」(Operation Knock and Plead : 「ノックして、お願いする」作戦)に基づき、麻薬の利用者と売人は当局に出頭するよう促されるか、殺害されるリスクを犯した。2019年、政府は2016以降140万人の麻薬利用者が警察に出頭してきたと主張した。警察は情報提供者のネットワークを有しており、容疑者の自宅を訪問し、容疑者に麻薬活動を止めるよう「奨励する」運動を展開している。

4.3 フィリピン薬物取締庁 (Philippines Drug Enforcement Agency) からの公式数値によると、2016年7月1日から2021年4月30日までの間に実施した反薬物作戦で6,117人が殺害された。非公式な推定に基づけば、死亡者数は遥かに多くなる。数十人に及ぶ殺害が一夜のうちに起こり得る。多くの事案において、自ら麻薬利用者だと名乗る又は他者に麻薬を利用するなど伝える手書きのメモを持った死体が発見されている。警察はこれを自警団員の仕業によるものだとしている。被害者の中には、拷問された跡がある者もいる。

4.4 警察が超法規的な殺害の訴えを捜査することは稀である。数千人が死亡しているにもかかわらず、DFATは警察官が有罪判決を受けた事案をただ1件のみ理解している。2017年に17歳のキアン・デロス・サントス (Kian delos Santos) が殺害された事件は、警察官が有罪判決を受ける結果となった。2020年12月、国際刑事裁判所 (International Criminal Court : ICC) は、フィリピンにおいて麻薬戦争に関連して人道に対する罪 (殺人、拷問その他の犯罪を含む) が犯されていたことを信じるに足る合理的な理由が存在すると結論付けた。この結論以来、ICCの主任検察官は犯罪疑惑に対する捜査を開始するための司法承認を求めてきた。ヒューマン・ライツ・ウォッチは、2020年のCOVID-19都市封鎖中、殺害の件数が50パーセント増加したと主張しているものの、これについては反論が唱えられている。

4.5 出頭した麻薬売人の一部は勾留されている。出頭した麻薬利用者は概して釈放されたが、リハビリ訓練を受けることが見込まれている。幾つかの大規模なリハビリセンターが建設されているが、これらのセンターの有効性にはばらつきがある。

4.6 麻薬利用の疑いがある者は、麻薬テストを受けるよう強いられる可能性がある。これらのテストは警察が行っていたが、現在は薬物取締庁 (Drug Enforcement Agency) の係官が実施している。テストはこれまで学校内で実施されていたが、この慣行は中止されたと伝えられている。情報筋は、これらのテストには割当てがあり、親戚や隣人はその親戚の麻薬利用を隠蔽するためにサンプルを提供する可能性があることを示唆している。

4.7 麻薬利用容疑者や麻薬密売人の氏名が掲載された麻薬「ウォッチリスト」がバランガイの職員や警察によって作成されてきた。これらは常に書面リストの形態になっているとは限らず、概して入念にチェックされることもなければ、調査されることもない。麻薬リストは機密扱いではなく、多くのコミュニティは近隣の誰がリストに掲載されているのかを知っている。情報筋は、一部の人々が個人的な争いの

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

相手をリストに掲載させるため、賄賂又はコネを利用していると主張している。リストは、麻薬利用に関してテスト、逮捕又は殺害する人の割当数に関係していると言われている。アムネスティ・インターナショナルは DFAT に対し、一度リストに掲載されれば、リストから削除されることは「ほぼ不可能」とであると語った。米国国務省によると、これらのリストに氏名が掲載されている個人はその後殺害されている。

4.8 麻薬犯罪で告発されている人々は、法定代理人を利用するのに困難を感じる可能性がある。弁護士も多くはそのような事案を引き受けるのを嫌がる。貧困者は、厳格なミーンズテスト（資力調査）を受けた上で、政府が資金を提供する弁護士にアクセスすることができるものの、これらのサービスは行為能力と資金に制約がある（裁判の利用を参照）

4.9 超法規的な殺害の被害者の家族は、烙印の影響を受けることが多い。その両親が殺害された児童は、特に影響を受ける。国内 NGOs は、その夫又は父親が殺害されたため、その家族収入源を失ってしまい、売春又は犯罪を強制される可能性がある女性と児童もいると報告している。こうした人々は、違法薬物と関係があると認識されているため、支援サービスを利用するのにも苦勞する可能性がある。市民社会団体の中には、麻薬戦争の被害者の家族を支援しているところもある。

4.10 告発された麻薬の利用者と売人は、フィリピン国家警察と自警団の両方から殺人を含む暴力を受ける高いリスクに直面していると DFAT は評価している。麻薬「ウォッチリスト」が存在し、これらのリストを入手することが容易なため、標的にされるのを避けることが困難になると考えられる。

強制若しくは非自発的失踪

4.11 フィリピンには政治的な動機に基づく失踪の歴史（マルコス（Marcos）政権時代の戒厳令が敷かれていた期間を含む）がある。国連強制失踪作業グループ（UN Working Group on Enforced or Involuntary Disappearances）は、1980 年から 2016 年の 5 月にかけてフィリピンで発生し、未解決となっている 625 件の失踪事案について報告した。フィリピンは強制失踪疑惑の調査を実施すると約束したが、これまで本格的な調査が 1 件のみ実施されたに過ぎない。ジョビトー・パルパラン（Jovito Palparan）少将と元 AFP 職員 2 名は、2006 年に 2 人の活動家を誘拐した罪で 2018 年 9 月に終身刑を科された。

4.12 2020 年、CHR は誘拐と強制失踪の事案を 3 件報告した。2020 年 6 月、コミュニティのまとめ役であるエレナ・ティジャーモ（Elena Tijamo）はバンタヤン島（Bantayan Island）の自宅から誘拐された。彼女の組織である「ビサヤ諸島中部農民開発センター（Farmers Development Center Central Visayas : FARDEC）はこれまで、国防省（Department of National Defense）から「共産主義者テロリスト前線」の機能を果たしているとして非難されていた。権利擁護団体は、FARDEC に赤札が付けられた結果として、ティジャーモは国家治安部隊の手によって失踪させられたと主張している。

4.13 フィリピンで強制失踪は広まっていないが、散発的に報告される事案は信用できると DFAT は評

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

価している。

死刑

4.14 2006年、フィリピンは市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書（Optional Protocol to the International Convention on Civil and Political Rights）に署名した際、死刑を廃止した。しかし、ドゥテルテ大統領は、2016年7月に政権の座を獲得して以来、死刑を復活させたいという願望を繰り返し表明した。死刑を復活させる法案が2017年に代議院で可決されたが、その後、元老院で頓挫した。ドゥテルテ大統領は、2020年7月に行った大統領施政方針演説で、麻薬犯罪に関して死刑を再導入するよう再び要請した。2020年8月、代議院司法委員会（Committee on Justice）は、死刑復活に必要な法案の審議を開始した。死刑を適用しようという試みは、国際条約に基づくフィリピンの義務に相反するため、裁判所で異議を唱えられる可能性が高いだろうと DFAT は評価している。

4.15 同一の罪について二度裁かれるリスク（二重の危険）を示唆する証拠は一切ない。他国で犯した罪で有罪判決を受けた者は、フィリピンに帰国した後、同じ罪で再審理されることはないだろうと DFAT は理解している。

拷問

4.16 フィリピン憲法は拷問を禁止しており、2009年に導入された拷問禁止法（Anti-Torture Law）は拷問行為を犯罪としている。拷問によって得られた証拠は、法廷では証拠として認められない。フィリピン人権委員会（CHR）及び行政監察院（Office of the Ombudsman）は、拷問の訴えを調査することができる。

4.17 米国国務省が報告した数値によると、CHR は2020年上期中に合計で34人の被害者が関係する拷問疑惑の事案を27件調査した。その大半は警察が加害者であると言われている。近年発生した他の事案では、村役人がCOVID-19の外出禁止令を破った人々を処罰するため、心理的及び身体的虐待を加えたというものがあつた。ドゥテルテ大統領は職員に対し、外出禁止令違反者に強硬路線を取るよう促してきた。また、彼は、腐敗した警察官や国家監査人を拷問することについて「冗談を言って」きたため、人権委員会からの非難を招いた。麻薬戦争の被害者の中には、殺害される前に拷問を加えられた跡がある者もいた（超法規的な殺害及び「麻薬戦争」も参照）。

4.18 DFAT は、組織的なあるいは幅広い拷問が行なわれている証拠を認識していない。治安部隊や政府職員による拷問が発生する場合、そのような慣行は一般に、国家政策というよりも荒々しい職員の行為を反映していると DFAT は評価しているが、刑事免責の文化が広まっている状況がその一因となっている可能性は高い。

残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

恣意的な逮捕及び勾留

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

4.19 恣意的な逮捕と勾留は憲法で禁止されている。行政監察院は恣意的な逮捕及び勾留の事案を調査することができる。

4.20 2018年、オーストラリア・カトリック (Australian Catholic) のシスターであるパトリア・フォックス (Sr Patricia Fox) は、恣意的に逮捕された後、勾留され、彼女の布教ビザに違反したとされる活動によって国外退去させられたと言われている。フォックスは特に農村部に住む貧困者に牧師として関わっていた。彼女はフィリピンの人権状況について歯に衣着せず批判していた。

4.21 大統領に対する知名度の高い批評家のアントニオ・トゥリラネス元老院議員が2018年9月に逮捕された。元海軍将校であるトゥリラネス元老院議員は当時のアロヨ大統領に対する反旗に関わっており、アロヨ大統領の後任であるアキノ大統領によって恩赦を与えられた。アロヨ元大統領は2019年まで議員を務めており、ドゥテルテ大統領の支持者でもあった。人権団体は、トゥリラネスが政治的理由で逮捕されたと断言している。

4.22 裁判前勾留はフィリピンで大きな問題である。裁判前勾留の証拠基準は低く、スピードが遅く、過度な負担がかかった司法制度により、人々は本人の事案が裁判にかけられるのを待ちながら長い勾留期間を過ごしている。この裁判前期間は当該犯罪嫌疑に適用される上限刑期を超えてしまうことが多く、被勾留者は裁判にかけられる前であっても、当初の段階で釈放されることが時折ある。

4.23 2017年4月、フィリピン人権委員会は、マニラのトンド (Tondo) 警察署1の裏手に秘密の独房があることを発見した。少なくとも12人が麻薬絡みの罪で独房に入れられていたが、逮捕通知手続が取られていないため、本人たちの家族や弁護士は身柄拘束のことを通知されていなかった。警察は釈放の見返りとして賄賂を要求したと言われている。独房内の状況は劣悪であった。照明は不十分で、トイレ施設も不良であり (男性とともに勾留されていた女性が使用できる施設が一見して見当たらなかったことを含む)、換気も悪かった。DFATは、このような性格を帯びた事案がつい最近もあったかどうかについては承知していない。

5. その他の検討事項

国家の保護 軍

5.1 フィリピン軍 (AFP) は、陸軍、海軍及び空軍で構成される。AFPは国防省 (DND) の監督下にある。AFPは国内の活動に従事しており、国内紛争が継続的に発生しているミンダナオで最も活発である。また、AFPは北部及び南部における戦いを含め、CPP-NPAとの戦闘という任務にも従事している。

5.2 AFP内の能力と専門的技術の基準は、低水準から極めて高水準に至るまで様々である。例えば、反テロリズム専門部隊 (南部のイスラム教徒反乱部隊との戦闘という任務を担っている) は極めて能力が高いが、従来型の戦線部隊は戦闘作戦に参加する前の段階で遥かに限られた訓練と教化しか受けていな

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

い。新兵への応募は任意であり、AFP は徴兵制を取っていない。最上級幹部の任命は政治的な性格を帯びることが多い。AFP は米軍やオーストラリア軍など国際的な軍隊との共同訓練活動に積極的に参加している。

5.3 AFP 内には、人権状況を監視し、軍が関わる人権侵害疑惑を検証するとともに、フィリピン人権委員会と協力して人権研修を実施する人権事務所がある。2021 年 3 月、AFP は監視メカニズムを構築し、人権侵害に関するデータを共有するため、CHR との間で覚書を締結した。

警察

5.4 フィリピン国家警察 (PNP) は、地理的地域、特定の種類の犯罪 (児童の性的虐待を含む)、女性に関係する犯罪及び反テロリズム作戦を対象とする特殊専門部隊を有する国家警察部隊として構成されている。新人警察官は 1 年間の初期研修を終えた後、3~6 か月間の追加研修を特定の地域で受ける。警察は一般に有能であるが、資源と処理能力が不足しており、他の政府機関との協力関係も不十分である。

5.5 警察が麻薬利用の疑いがある者の超法規的な殺害に関与しているという信用できる報告が複数なされている。アムネスティ・インターナショナルは、地元警察が独自の違法な活動を行っている複数の事例を報告している。こうした活動には私服警官又は既に退職した警官が絡んでいる可能性がある。警察はならず者警官の存在を公然と認めている。一部のコミュニティ、特に麻薬戦争により被害を受けた地域においては、警察に対する強い恐怖感が存在する。警察が逮捕又は殺害を正当化するため、偽の証拠 (武器や麻薬など) を仕込んだという信用できる報告が複数なされている。

5.6 PNP は、腐敗 (些細な汚職を含む) と刑事免責という構造的な問題を抱えている。国内情報筋の報告によると、警察が腐敗している程度は、警察部隊の全体を通じてばらつきがあり、個々の警察官によって決まる。複数の情報筋は、フィリピン政治が利益誘導型の性格を帯びているため、上級警察官の方が深刻な腐敗に関わる可能性がより高いと伝えている。

5.7 PNP の内部監察局 (Internal Affairs Service : IAS) は、1999 年に設立された独立的な機関で、監査を実施し、苦情を調査し、PNP 職員の刑事事件を裁判所に委ねる業務を命じられている。IAS は、2016 年 11 月にローランド・エスピノサ (Rolando Espinosa) が殺害された事件に関与した 20 人の警察官の調査を開始した。エスピノサは違法な薬物と武器の使用の罪によりレイテ (Leyte) で拘禁されていた市長だったが、独房内で小火器を所有していたとして射殺された。国家調査局 (National Bureau of Investigation) はエスピノサの死が抹殺であったと結論付けた。しかし、ドゥテルテ大統領が刑事免責を約束した後、この 20 人の警察官は 2017 年 7 月に任務に復帰した。

タノッド (近隣の公安官又は警備員)

5.8 バランガイのレベルにおいては、タノッドとして知られる警備員の役割を果たす者が、バランガイ・キャプテンの監督下にある地元の警察官又は警備官のように活動している。タノッドは警察官の権限を有しておらず、平和と秩序を維持するための基本的な前線任務のみを遂行する権限を与えられているが、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

確かに警察とは連携している。タノットはボランティアのように活動しているが、バランガイの予算の中から手当を受取っており、警棒や銃などの武器を携帯することが多い。

司法制度

5.9 最高裁判所はフィリピンにおいて最も高位にある司法当局であり、司法制度全体に対して責任を負う行政機関でもある。最高裁判所は議長としての裁判長と 14 人の裁判官で構成されている。裁判長と裁判官は、司法法曹協議会が提出する推薦人名簿の中から大統領が任命する。ドゥテルテ大統領はこれまで 15 人の最高裁判所裁判官を任命してきたが、そのうち 4 人はドゥテルテ大統領の任期中に退任している。

5.10 刑事裁判所を含む裁判所は、長年に亘って続くかもしれない著しい量の未処理事案を抱えている。特に下級裁判所は、深刻な要員確保の問題に悩まされており、裁判官の空席率は、ミンダナオや貧困州でより高くなっている。BARMM (イスラム教徒を参照) 内のシャリーア裁判所も、要員不足の影響を受けており、資格を有した職員を引き入れるのに困難を感じている。

5.11 法律は公正な裁判を受ける権利を規定しているが、フィリピンの司法制度には過度の負担がかかっており、また、長くて非効率な訴訟手続、多数の被勾留者、資格を有する検察官と裁判官の数が限られていることなどを理由に、裁判が開かれるまでに長期の遅延が発生することが多い。有罪判決を得るまでに平均して 5、6 年を要し、量刑ガイドラインは存在していないか、一貫性に欠けているため、恣意的な判決をもたらすおそれがある。

5.12 司法制度に対する国民の信頼度は低い。法的側面に関する国内の情報筋は DFAT に対し、裁判手続を迅速化するため又はより短い刑期の判決を確保するため賄賂が用いられる可能性があり、また、様々な裁判所職員（裁判官、事務員、保安官及び裁判所レポーターさえも含む）に賄賂を支払う必要があるかもしれないと語った。

裁判の利用

5.13 理論的には、貧しい被告人は無料の弁護士を利用できるようにすべきである。厳格な基準に従って法律扶助を提供する複数の NGOs が全国で確認できる。オーストラリアの州や領土にある法曹社会に類似する権限を有した職能団体のフィリピン統合弁護士会 (Integrated Bar of the Philippines) も、裁判所支援プログラムを有している。政府が任命する国選弁護人は利用できるが、処理能力と資金に制約があると伝えられている。

5.14 法的側面に関する国内の情報筋は DFAT に対し、麻薬を促進しているのではないかという疑いが自身に向けられるのをおそれて麻薬事案を引き受けるのを嫌がる弁護士もいると語った。複数の法律扶助 NGOs は、薬物事案に関して顧客を支援するのを拒否している。2018 年 8 月、マニラで麻薬摘発のための急襲を見ていた弁護士 3 人は、麻薬事案に関与していた顧客の法定代理人をこの 3 人が務めていた関係で司法妨害の嫌疑で警察に逮捕された。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

拘禁及び刑務所の状況

5.15 政府の2つの部署が刑務所を管理している。その1つは法務省（Department of Justice）の下部組織である矯正局（Bureau of Correction）で、有罪判決を受けた被拘禁者に責任を負う。もう1つは内務自治省（Department of Interior and Local Government）に属している刑務管理局（Bureau of Jail Management and Penology）で、刑務所人口の大半を占めている、裁判前に勾留されている全ての被勾留者と懲役3年未満の刑に服している受刑者に責任を負う。また、裁判プロセスの様々な段階において、地方自治体の部署や地元の警察署も拘禁に関わっている。

5.16 フィリピン人権委員会（CHR）、国連薬物犯罪事務所（United Nations Office on Drugs and Crime：UNODC）及び赤十字国際委員会（International Committee of the Red Cross）は通常、全ての拘禁施設に立ち入ることができ、当局は検査のために適切な形で施設に立ち入ることを認めている。COVIDに起因する制限によって、これらの組織が立ち入る機会は減少している。

5.17 刑務所の状況は劣悪である。刑務所の過密状態は深刻である。ベッド数が十分ではないため、受刑者は交代制で、あるいは座るか立つかして、眠ると伝えられている。過密状態は、皮膚病や結核を含め感染症の蔓延を悪化させている。

5.18 刑務所内の衛生施設は不良である。不十分なトイレ・衛生施設、換気及び自然光は、受刑者の健康面に悪い結果をもたらしている。また、刑務所内の犯罪と腐敗によって、受刑者と刑務官の間に暴力沙汰が起きていると伝えられている。

5.19 米国国務省が入手した数値によると、2020年上半期に1,000人以上が刑務所内で死亡しており、死亡率はほぼ2パーセントに及んでいる。刑務所内でのCOVID-19の蔓延は深刻な懸念事項であり、刑務所予算はこの感染症の広がりを防止するには不十分である。矯正局によると、2020年7月現在（入手できる最新の数値）、350人の受刑者と刑務官が新型コロナウイルスに感染しており、31人が死亡した。但し、実際の数値はより高いかもしれない。複数の国際監視団体は、コロナウイルスを利用して違法な処刑又は脱獄を隠蔽しているとして矯正局を非難している。

国内移住

5.20 フィリピン市民は、国内移住に何の法的規制も受けておらず、DFATはフィリピン人が雇用の機会を求める場合を含めて国内を自由に転居でき、また、実際にそうしていると評価している。

5.21 国内移住の選択肢は、家族関係の欠如や金融資産の不足によって制限される可能性がある。自然災害あるいはミンダナオの場合は紛争により引き起こされる国内避難はありふれた現象であり、被害を受けた人々は、避難所、食品、水及び衛生用品などの生活必需品を利用する上で、また、生計を立て直す上で、困難に直面している。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

帰還者の取扱い

出入国手続

5.22 フィリピンは、航空機利用客や船舶利用客のために複数の国境通過地点を有している。南部のスル海での国境管理は脆弱である。この海域は概してパトロールが行なわれておらず、海賊の被害を受けている。また、マレーシアとの非公式な貿易ルートも存在している。ミンダナオの様々な武装集団はこれらの海域を通じて地下経済を動かしている。

5.23 DFAT は、当局に重要参考人とみなされている人物が気付かれずにフィリピンを出国することは困難であると思われるが、不可能ではないと評価している。国家調査局は入国管理局（Department of Immigration）と連携して重要参考人を特定し、この人物が国境審査を通り抜けようとするれば、本人に警告を与えるようにしている。しかしながら、地方のシステムは非効率であることが多く、機関間通信も十分とは言えない。

帰還者の状況

5.24 通常の状態であれば、特に商用目的で数千人のフィリピン人が毎日出入国している。数年ぶりにフィリピンに帰国する人々がその不在を理由に、帰国時に敵対的な注意を向けられる可能性は低い。但し、国際犯罪又はテロリズムに関わっている場合は別である。他国で就労ビザや観光ビザの期限を超えて滞在していた、あるいは、ビザの条件に違反したフィリピン人でも、当局から何の注意も向けられずに帰国している。DFAT は、庇護申請を却下された者が虐待を受けた又は監視された事案を認識していない。帰還者が庇護申請を却下された者であることをフィリピン政府が気付く可能性は極めて低い。

5.25 国際移住機関（IOM）は、自発的な帰還者（主に人身売買の被害者）を支援しており、フィリピン当局もその支援に協力している。

文書

出生、結婚、離婚及び死亡証明書

5.26 フィリピン統計局（Philippine Statistics Authority）は、出生証明書、死亡証明書及び結婚証明書を発行している。

5.27 子どもが出生した際、両親は出生証明書の発行を直接出向いてあるいはオンラインで申請することができる。政府は出生登録を推進しており、当局は医療施設における出生を直ちに登録している。施設外での誕生は、仮に登録されとしても、迅速に登録される可能性はそれほど高くない。出生証明書のデータは、特に自宅で出生した場合、信頼できない可能性がある。出生は合法的な出生（子どもが婚姻内で宿された又は出生した場合）と非合法的な出生（子どもが有効な結婚の外で宿された又は出生した場合）に分類されている。この分類は、親権を決定する際に重要である。その後無効になる結婚が有効な間に出生した子どもは嫡出子として分類される。母親は非嫡出子の親権を常に与えられる。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

5.28 死亡証明書は、医師によって、あるいは故人の近親者からの申請によって、発行することができる。

5.29 1988年以降の全ての結婚は、フィリピン家族法（Family Code）/ 大統領令第209号によって管理されている。また、1988年以前の全ての結婚は民法（Civil Code）によって管理されている。イスラム教徒の結婚はイスラム教徒個人法（Code of Muslim Personal Laws）/ 大統領令第1083号によって管理されている。

5.30 家族法は、結婚を合法的に終了させるために次の2つの選択肢を規定している。1) 結婚を取り消すこと、2) 結婚の無効を宣言すること。裁判所は法的別居証明書を発出することがある。この場合、当事者は依然として有効な結婚状態にあると考えられており、自由に再婚することはできないが、それぞれ再度パートナーを組み、新たなパートナーと同居することができる。結婚を終了させるプロセスは、長期に亘り、費用もかかる。関係者が法廷に出頭することなく、そのプロセスを容易に進めることができると言われている人物に金銭を支払うことによって、そのプロセスを迅速化する方法を求めることは可能であるが、関係文書を発出したと言われている裁判所に確認した際に、当該文書が偽造されていたことが判明してしまう場合も多い。フィリピン人が外国人と結婚している場合、離婚手続がフィリピン人ではない配偶者によって開始され、成立した場合に限り、あるいは、元フィリピン国籍の市民が、離婚を認めた国の市民権を取得した後に限り、離婚が司法上認められる可能性がある。

国民身分証明書

5.31 2017年5月11日、「人口と家族関係に関する議会委員会（Congressional Committee on Population and Family Relations）」は、フィリピンの各市民の正式な身分証明書としての機能を果たす国民身分証明書システムを構築するための法案を可決し、ドゥテルテ大統領は2020年12月の施行に向けて予算を承認した。フィリピン身分証明書システム（Philippine Identification System : PhilSys）向けのオンライン登録が2021年4月30日に開始されたが、開始に当たっては技術的な問題があった。政府は2021年末までに7,000万人のフィリピン人を登録することを目指しているが、この目標を達成できるかどうかは不明である。

パスポート

5.32 フィリピンでは外務省（Department of Foreign Affairs）がパスポート発行に責任を負う。2009年以降は生体認証パスポートが発行されており、費用はフィリピンで取得すると950ペソ（25豪ドル）だが、外国の大使館を通じて取得すると費用はそれより高くなる。パスポートを初めて申請する人は直接出向いて申請しなければならないが、更新手続はオンラインで行うことができる。フィリピンの一般パスポートは10年間（18歳未満の子どもは5年間）有効である。

偽造の横行

5.33 DFAT はフィリピン当局が発行した文書は一般に信頼できると評価しているが、文書偽造は、真正文書を不正に入手する形態で、又は、さらに稀であるが、改ざん文書若しくは全くの偽造文書という形

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

態で起こる。その他の種類の文書（例：財務文書又は雇用証明書）は偽造する又は不正に入手することが比較的容易である。パスポートと身分証明書は、通常関心領域の外にあるが、注目度の高い事案が複数発生している。例えば、2016年、フィリピン移民局職員が偽のハッジ（メッカ巡礼）用フィリピンパスポート（一般パスポートとは若干異なる）を、ハッジに参加したいと思っている約1,000人のインドネシア人に売却した。また、2021年、コタバト（Cotabato）にあるパスポート地域事務所は、間違った誕生日が記載されたパスポートを未成年者に発行した。これは、どうも性目的の児童売買を容易にするためのものらしい。